

第9回軽米町議会定例会平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

平成28年 6月15日(水)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1 号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第 2 号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第 3 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 議案第 4 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 軽米町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 笹渡出張診療所設置条例及び軽米町笹渡出張診療所特別会計条例を廃止する条例
- 議案第 10号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第 11号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第 12号 平成28年度軽米町一般会計補正予算(第1号)
- 議案第 13号 平成28年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○出席委員（13名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君		

議長 松浦 求 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君	
副町	長	藤川敏彦君	
教	育	長	菅波俊美君
総務課	長	日山充君	
税務会計課	長	山田元君	
町民生活課	長	中野武美君	
健康福祉課	長	於本一則君	
産業振興課	長	高田和己君	
地域整備課	長	新井田一徳君	
監査委員		瀧澤英敬君	
教育次長		佐々木久君	
農業委員会事務局長		高田和己君	
選挙管理委員会事務局長		日山充君	
健康ふれあいセンター所長		川原木純二君	
水道事業所長		新井田一徳君	
再生可能エネルギー推進室長		平俊彦君	
総務課担当主幹		吉岡靖君	
税務会計課担当主幹		戸田沢光彦君	
町民生活課担当主幹		福田浩司君	
健康福祉課担当主幹		坂下浩志君	
産業振興課担当主幹		小林浩君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 長 補 佐

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（松浦満雄君） それでは、本日の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

それでは、ただいまから平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

委員会は本日とあすの2日間の予定です。皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○11番（細谷地多門君） 委員長、きょうは3時までですか。

○委員長（松浦満雄君） きょうは、皆さんの意向があれば本日1日間で終了したいのですが……

○12番（古舘機智男君） 意向とかというのはないのでないか。経過を見ながら。

○委員長（松浦満雄君） 3時というふうに言及すれば、3時に休会しなければならないので……

〔「目標」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 目標。終わりそうであれば4時まででも。

〔「委員長の意向でいいよ」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） いいですか。

○12番（古舘機智男君） 議運の日程が無視されたり……

○委員長（松浦満雄君） 議運を尊重しないわけでないですが、多数の委員の皆様の意見によりますとそういう声がありましたので、できればよろしくお願ひしたいと思います。

○12番（古舘機智男君） 時節柄。

○委員長（松浦満雄君） はい。

それでは、議案第1号から議案第13号までの13件です。

本日の議案審議の進め方についてお諮りします。議案第1号から議案第13号まで、議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することといたしたいと思ひます。提案説明は本会議で終了してありますが、改めて議案番号順に、議案1件ごとに提案説明後、審議したいと思ひます。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

（午前10時00分）

◎議案第1号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務会計課長（山田 元君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

税目ごとに改正点をご説明申し上げたいと思います。最初に、町民税関係についてでございますが、新旧対照表2ページ、35条の4の関係でございますが、法人町民税における法人税割の税率を100分の9.7から100分の6に改正しようとするものでございます。内容としましては、地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成29年度から法人税割の一部を交付税原資化しようとするものでございます。法人が国、県、市町村に納付する合計額は同じというような形になりますが、町の税収入としては減収となると思われませんが、交付税措置されることから、軽米町の歳入は同程度かそれ以上となるのかなと考えてございます。

それから次に、軽自動車税関係につきましてご説明申し上げます。新旧対照表8ページ、77条から14ページ、87条までの関係でございますが、軽自動車税に環境性能割に関する規定の整備と、現行のそれに伴って自動車税を種別割に名称の変更を行うものでございます。主な改正の1点目は、先ほど申し上げたとおり、法律改正により軽自動車税の字句を種別割に改めることということで多くのページを割いてございます。

それから次に、新しい制度として導入される環境性能割についてご説明いたします。環境性能割については、市町村が課す税でございますが、当分の間、都道府県が賦課徴収し、その税収の一定割合を市町村へ交付する制度を設けるものでございます。課税の標準は、通常の取得価格として新車、中古車を問わず課税対象となりますが、免税点が50万円となつてございますので、中古車については9割が非課税になるなどと思つてございます。それから、税率については燃費の基準達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階でございますが、当分の間は2%が税率の上限というふうになってございます。

それから、固定資産税関係につきましてご説明申し上げます。新旧対照表16ページ、第10条の2の関係でございますが、わがまち特例の導入の適用期限を2年延長し、わがまち特例の割合を発電施設において太陽光と風力につきましては課税標準を3分の2、水力、地中熱、バイオマスにつきましては課税標準の2分の1に定めようとするものでございます。なお、太陽光発電設備については電気事業者による買い取り制度にのらないで、政府の補助を受けて取得した整備に限るとされてございます。ですから、実質的にはこの条件をクリアすることはなかなか厳しい条件なのだなというふう感じてございます。

それから、国民健康保険税関係についてご説明申し上げます。新旧対照表15ページ、第148条の関係でございますが、今回の国民健康保険税に係る税制改正で

は、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充を行うものでございます。国民健康保険税の基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、それから後期高齢者支援金等の課税に係る課税限度額を17万円から19万円に改正しようとするものでございます。それから、国民健康保険税の軽減措置の拡大でございますが、具体的に申し上げますと、5割軽減の対象となる世帯判定におきましては被保険者の数に乗すべき金額26万円を26万5,000円に引き上げ、2割軽減の場合は47万円から48万円にその額を引き上げようとするものでございます。

それから、これについて平成28年6月1日に総理大臣が消費税10%の引き上げ及び軽減税率の制度の導入時期を平成31年10月にする旨が表明されました。このことから、税改正に当たっては消費税率10%段階においてというただし書きもございましたので、状況によってはこの税改正の実施の時期が延長されるということも考えられますことを申し添えて、説明を終わりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 法人町民税の関係が100分の9.7から100分の6.0になるわけですけれども、一般的に中小企業等々の法人は赤字が多いと言われておりますけれども、そういう中で課税対象は軽米の場合、法人税上がってあって、どのくらい赤字の場合は、これは実質的な法人税は税制についてよくわからないのですけれども、法人所得税と同じように所得によって変わってくる税なのか、それとも一律的な税なのか、その辺の仕組みをちょっと私不勉強でわからないのですけれども、それから課税対象者について。

もう一点の分は、国保税の限度額が52万円から54万円になるわけですけれども、標準的な所得限度額に対応するものがモデル的な人数とか資産を持っている人の中で、どのくらいある人が課税の対象になるのか、課税限度額の境目になるのか、把握していたら教えていただきたい。

○委員長（松浦満雄君） 税務会計課長。

○税務会計課長（山田 元君） 法人税割ということでございますが、1つ均等割というものがございまして、それについては雇用者人数とかそういう部分について、収入とか決まった金額によってある程度の段階で決められているのが1つございます。

それとは別に、今古舘委員がおっしゃったように法人税割のほうでございます。これについては、全体としては要するに県と、それから都道府県の法人税割合を引き下げて、そして国のほうの法人税割を上げて、そしてその分のものについて市町村の格差があるということで、それを交付税化して配分するというような制度に改

めるものというふうになってございます。

それから、もう一点の国保税につきましては、限度額についての部分は大体20人前後というふうな対象があるなというふうになってございますが、収入とか扶養とか、そういう部分のことの控除も一概に……

○12番（古舘機智男君） そのモデルというのは、大体モデルを設定して、家族の人数とか……

○委員長（松浦満雄君） 今答弁中なので。

○税務会計課長（山田 元君） 最高限度でのモデルの試算については、ちょっと資料ございませんでした。

○委員長（松浦満雄君） 古舘委員、いいですか。

○12番（古舘機智男君） いいです。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようでございますので、議案第1号の質疑を終わります。

◎議案第2号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第2号を議題といたします。

同じく税務会計課長、山田元君。

○税務会計課長（山田 元君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号につきましては、行政不服審査法が改正されたことに伴いまして、平成28年3月定例議会において同条例の改正をさせていただきましたが、今回の部分は改正附則において適用区分を改めるというふうなものでございます。

具体的な内容といたしましては、固定資産税の審査の申し出において地方税法に規定する固定資産台帳の公示された場合に適用するというようなものでございます。以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようですので、議案第2号を終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第3号は、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、平成28年3月31日に岩手北部広域環境組合が解散したことに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び同組合の規約を別紙のとおり変更することの協議がありましたことから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようでございますので、議案第3号を終わります。

◎議案第4号及び議案第5号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

同じく総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第4号と第5号はともに関連するものでございますので、一括して説明させていただきたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） それでは、そういうことでございますので、議案第4号と議案第5号を一括して審議したいと思っております。

説明をお願いします。

○総務課長（日山 充君） 議案第4号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容でございますが、岩手県人事委員会勧告に基づき、特別職の職員の期末手当の額を定めている第5条第2項中、100分の140を100分の155に改めるものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行して、本年6月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第5号でございますが、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、議案第4号と同様になってございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

議案第4号と第5号を一括して質疑いたします。質問はございませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 3月議会のときの一般職と同じことで捉えてよろしいでしょうかというのが1つ。

それから、各自治体などで、今回は6月になっていたのですけれども、一般職のほうを上げて特別職のほうは上げないとかという、全県的な議会というか、実施状況については調査されているのでしょうか。あったらそれを教えていただきたい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） 古館委員がおっしゃるとおり、一般職の分の3月に上げたものと同様の内容で、特別職の期末手当の額を変えようとするものでございます。

それから、全県的な調査ということでございますが、近隣市町村等々は私もニュースでしか把握していないのですが、遠野市が特別職の期末手当は上げないということのようですが、あとの近隣市町村等につきましては岩手県人事委員会に準拠しているところと国に準拠しているところ、ともに議員の期末手当については上げております。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですか。

○12番（古館機智男君） わかりました、はい。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようですので、議案第4号と第5号を終了いたします。

◎議案第6号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは、続きまして議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務会計課長、山田元君。

○税務会計課長（山田 元君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法の第43条の定める課税免除の特例の適用期限が平成28年3月31日から平成29年3月31日まで延長されたことに伴いまして、所要の改正をしようとするものでございます。

ちなみに、復興特別区域法とは、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として、平成23年に施行されたものでございます。岩手県33市町村がそのエリアの区域の中に入っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第7号及び議案第8号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第6号を終わりました。議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 議案第7号と第8号は同じ……

○委員長（松浦満雄君） 議案第7号と第8号を一緒に審議しますので、よろしくお願ひします。

○町民生活課長（中野武美君） 議案第7号は、軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例、第8号は軽米町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨ということで、乳幼児、妊産婦及びひとり親家庭の乳幼児の医療費助成について、県内の医療機関を受診した場合、現物給付が平成28年8月1日から県内統一して実施されるものでございます。現物給付とは、町が医療費助成給付相当額を直接医療機関等へ支払うようにするものでございます。現物の給付の対象者は、乳幼児、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までと、あとは妊産婦につきましては妊娠5カ月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月までの妊産婦が対象となるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（松浦満雄君） 議案第7号、第8号の説明が終わりました。

議案第7号、第8号一括して質疑を受け付けます。質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） なしという声がございますので、議案第7号、第8号を終わります。

◎議案第9号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 議案第9号の説明を申し上げます。案件名は、笹渡出張診療所設置条例及び軽米町笹渡出張診療所特別会計条例を廃止する条例でございます。

昭和40年に制定されております笹渡出張診療所設置条例及び同じく昭和40年に制定されております軽米町笹渡出張診療所特別会計条例、これを廃止するものでございます。建物は昨年、平成27年度で解体が終わっていることから、関係する2つの条例を廃止するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（松浦満雄君） 議案第9号の説明が終わりした。

質疑を受け付けます。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） ちょっとお伺いしたいのですが、かなり古くて、かつては診療所で私も子供のころにちらっと覚えています。相当古い診療所だったと思っています。それで、この間壊したのも見ていましたし、あそこは撤去するのだなというようなことでしたが、最近は何年かずっと一般町民の方が賃借して使用していたと思って、私ちょっと聞く機会がなかったので確認できないまま至っているのですが、いつから貸していましたっけ。そして、何年ぐらい住んだのかな。それが1つと。

それから、あれは町営住宅ではなかったよね、つまり所管が。地域整備課所管でなかったような気がするのですけれども、どこで管理して貸していたわけですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 建物につきましては総務課のほうに所管がえしておりますので、総務課と教育委員会のほうからお答えしてもらいたいと思いますが。

○委員長（松浦満雄君） それでは、総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 晴山出張診療所のほうに関しましては……

〔「笹渡」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ああ、笹渡ですね、済みません。総務課に所管がえということでございましたが、管理につきましては教育委員会のほうが所管して管理していたと記憶しております。

以上でございます。

○教育次長（佐々木 久君） 以前教員住宅が不足して、診療所がなくなったときに教員住宅として活用したということで、教育委員会で管理したということになっておりまして、一般の方がいつから入っているかというのはちょっと調べないとわからないのですけれども、いずれ最近まで空き施設ですので、活用するということでお貸ししておりました。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 特に問題視しているわけではないのですが、ただ所管が不思議だなと思って。何で教育委員会のほうでそれをやるようになったのか。経緯は教員住宅の関連でどうのこうのと言っていますが、あそこは診療所だったのですよね。今でも診療所跡だったと思っていますが、何でそうなったのだから不思議でね。今で言う、そういうことはあり得ないような感じがするのですが、その当時はそういう感じであまりよくやったのかな、それはわかりませんが、その辺はちょっと不思議でなりません。調べて、後でもいいですから報告ください。

○委員長（松浦満雄君） それでは、貸し付け期間と、どういう経緯でそうなったのかを後ほど説明をお願いします。それでいいですか、午前中。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ほかにございますか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 笹渡診療所と関連して、小軽米の診療所の関係について質問したいと思います。実は笹渡のほうは町の関係、あるいは小軽米のほうは県立病院の小軽米出張所だったのかな、診療所という形だったか、そんな形であって、地域の医療に大変貢献してきたとっております。まず、建物とかさまざまなことについては、地域がその建物を建築したり、または病院の先生の車、オートバイの大きいとかは地域が協力して運営してきたという経過があったように思います。前にも話題にもものったと思うのですが、現在そこは休止だか廃止だか、どういう形になっているか、県立病院のほうの例の形はどうなっているか、ちょっと調べてもらいたいのですが、その建物が大変と古くなって、いつ崩壊してもというような状態になっているわけです。何年か前にそのことについての地域と役場と県立病院だったかの話し合いの中で、解体といたしますか、そんな形で、その方向で話が進んだのですが、どこでかその話がまたなくなって、現在に至っているという状況です。いずれ笹渡の診療所について解体というか、そんな形で処理したというようでございますが、小軽米の診療所についても何らかの対応がなされないというような感じを持っていますが、その対応は。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、申し出により休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

○健康福祉課長（於本一則君） まず関係者、相手方もあるわけでございますので、いろいろ調査しながら、よい方向のほうに持っていきたいとっております。当然上のほうにも決定を仰いでいきたいとっております。

○委員長（松浦満雄君） いいですか。

○13番（山本幸男君） はい。

○委員長（松浦満雄君） 議案第9号についてほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第9号の質疑を終わります。

◎議案第10号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 議案第10号の補足説明をさせていただきます。議案第10号は、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

現在使用しているごみ収集車、4トンダンプになりますけれども、平成12年9月に購入して15年が経過しており、走行距離が5月末現在で36万キロとなっております。長年の使用により老朽化が激しく、修理費もかさんでいる状況で、今回更新するものでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

議案第10号の質疑を受け付けます。ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第10号を終わります。

◎議案第11号の審査

○委員長（松浦満雄君） 次に、議案第11号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） よろしくお願ひいたします。それでは、議案第11号財産の取得に関し議決を求めることについて、内容につきましては本会議のほうでご説明申し上げておりますので、補足説明として説明させていただきます。

現在保有しております除雪トラックは、平成12年9月に購入いたしまして、15年が経過しております。長年の使用によりまして老朽化及び作業効率の低下が激しく、修理費もかさむ状況にありますことから、除雪トラックを更新するものでございます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 議案第11号の説明が終わりました。

○13番（山本幸男君） 委員長、議案第10号、第11号の入札の結果表を出してもらいたい。

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○委員長（松浦満雄君） では、再開します。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（松浦満雄君） ないようですので、議案第11号を終わりますが、後ほど資料をお願いします。
-

◎議案第12号の審査

- 委員長（松浦満雄君） 次に、議案第12号を議題といたします。

議案第12号は、歳入と歳出を分けて質疑を受けたいと思います。先に歳入について質疑を受け付けます。説明は、委員会の要求資料が出ておりますので、それを説明に加えてお願いをしたいと思います。

それでは、総務課長、日山充君。

- 総務課長（日山 充君） それでは、歳入を全般に。資料要求が出ておりますので、関連する歳入につきましては担当課のほうから説明させていただきたいと思います。

私からは歳入総括でお話ししますが、教育使用料につきましては前回の議会でご指摘をいただいた点を予算の組み替えをしたものでございます。ナイターの使用料でございます。

それから、国庫補助金につきましては、これは民生費国庫補助金につきましては資料要求がございましたので、国庫補助金の関係につきましては健康福祉課長、産業振興課のほうから説明させていただきます。

それから、県支出金、委託金の関係でございますが、これは参議院選挙の告示日が1日前倒しになりました関係から、期日前投票の期日が1日ふえたことに伴い、立会人等の謝礼を補正させていただいたものでございます。

それから、次が財政調整基金からの繰り入れでございます。それから、繰越金につきましては1億2,190万8,000円を追加しまして、確定した繰越金2億2,190万8,000円としたものでございます。

歳入の資料がありますので、健康福祉課長、産業振興課をお願いします。

- 委員長（松浦満雄君） では、健康福祉課長、於本一則君。

- 健康福祉課長（於本一則君） 歳入の事項別明細の議案の6ページとなります。6ページの真ん中のところに14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、それで2目の民生費国庫補助金ということで、臨時福祉給付金等の給付事業の補助金1,284万円、同じく臨時福祉給付金等の給付事務費の補助金ということで296万2,000円上げさせていただいております。これは平成28年度分の臨時福祉給付金でございまして、ついでにもう歳出のほうにちょっと行きますが、めくっていただき……

〔「資料で」と言う者あり〕

- 健康福祉課長（於本一則君） 資料があります。資料のナンバー1というのがございま

すので。この上のほうが歳入でございます。今言った1, 284万円、それから事務費の296万2, 000円、合わせて1, 580万2, 000円が歳入の計上でございます。国からの補助金による事業でございますして、歳入歳出同額計上させていただきます。

この資料の下段のほうですが、歳出は第3款の民生費、第1項の社会福祉費、7目の臨時福祉給付金支給事業費ということで、ここの事務費分で3節の職員手当等に37万5, 000円、11節の需用費に消耗品、印刷製本費に29万8, 000円、12節の役務費に郵便料といたしまして48万5, 000円、14節使用料180万4, 000円、これはシステムの使用料、借上料で5カ月分でございます。9月から翌1月までの5カ月分でございます。

そして、先ほど歳入の給付金の分、1, 284万円が、今5月から7月まで平成27年度の給付金を支払っているわけなのですが、それをもとに平成28年度は推計して、2, 680名の見積もりでございます。単価は3, 000円、それから年金生活者等の支援臨時福祉給付金は160人、これは中身が65歳未満の障害者の方とか遺族基礎年金受給者に加算するというので、160人の見込みで1人3万円ずつ、480万円、合わせて1, 284万円、歳出の合計でも1, 580万2, 000円という事業でございます。

歳入とあわせて歳出も説明させていただきましたが、以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 私のほうからは歳入の14款国庫支出金、国庫補助金の8目の商工費国庫補助金1, 499万9, 000円についてご説明申し上げます。

お手元の資料、6月定例議会資料ナンバー2、ナンバー8-1、歳出の関連がありますので、資料のほうは一緒にしましたけれども、その資料をごらんください。その上のほうにありますけれども、歳入部分です。地域公共ネットワーク等強じん化事業補助金に係る資料ということで、補助対象事業費2, 999万9, 777円の2分の1の国庫補助金ですので1, 499万9, 000円、歳入のほうで1, 499万9, 000円を見込んでおります。

なお、事業につきましては下のほうになりますけれども、観光・防災Wi-Fiステーション整備に係る事業内容及び予算積算資料ということで、歳出のところでご説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 以上で歳入の説明は終わりました。

中村委員。

○2番（中村正志君） 私この関係の資料を要求したわけですがけれども、私が知りたいのは、補助事業の中身を知りたかったのです。例えば、私勉強不足で大変恐縮なので

すけれども、臨時福祉給付金事業というのは国が創設したのだとは思いますが、けれども、100%補助だというふうなことで、どういう目的で、どういう人たちに対して、どういうふうな内容のものが支給されていくのかということが知りたいということです。地域公共ネットワーク等強じん化事業も金がぼんと出てきましたけれども、これ自体の事業の内容が国で多分事業を創設していると思いますけれども、その中身を知りたいのです。今までずっと項目がぼんぼん出てきているのですけれども、中身を知らない予算が通過してきたものですから、少し中身を勉強したいなというふうなことで、説明をいただきたいと。

○委員長（松浦満雄君） 歳出でやりますか。

○2番（中村正志君） いや、国の事業ですよ。国からどういう補助金……補助制度というのはあるでしょう。だから、それをどういう事業だよということをわかれば、歳入の部分は。ただ歳出はこれを使いますよ、防災ステーション何だかというのをやりますよというあれも、ちょっとそれもわからなかったの、どういう事業を使っているのか、まず事業そのものを知りたいのです。

○委員長（松浦満雄君） どういう補助事業かというふうに。
健康福祉課長。

○健康福祉課長（於本一則君） それでは、国庫支出金の臨時福祉給付金の給付事業について説明させていただきます。

先ほど申し上げましたが、平成28年度の分はまだ国の要綱がきちんと決まっておきませんので、ただ秋からこれは事業実施するという予定なのですけれども、国のほうから予算計上はして、平成27年度の分にのっとって計上しているということで、説明は今支給しております平成27年度の町の要綱等で説明してみたいと思います。まず、町の事業では一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業であるということでございます。国の事業の決定を受けて町で要綱を今後制定して、秋から実施するというものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） お手元の資料、申しわけございません、6月定例議会資料ナンバー8-2、3枚つづりになってございます。8-2です。歳入歳出、関連がありますけれども、中村委員がおっしゃったようにどういうふうな事業なのかということで資料を3枚つづりでつづっております。1枚目に報道資料、2枚目に事業の概要、それと3枚目は軽米町の事業の概念図ということで、これに沿ってご説明申し上げます。

読み上げますけれども、総務省の補助事業で、東北総合通信局のほうで6月2日

に発表になったものです。公衆無線LANの整備を支援ということで、このときは東北で5カ所だったのですけれども、軽米町も1,400万円の補助があるということで、観光案内所、避難所、官公署の6カ所に公衆無線LAN環境を整備ということです。補助金の内容ですけれども、中段部分になりますけれども、この補助金は観光拠点や防災拠点に公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助するもので、観光拠点では移動環境に適したワイファイにより観光客の利便性を向上、また防災拠点では対災害性の高いワイファイにより来訪者や住民の災害時の安全を確保しようとするものですということで、昨年計画書をつくりまして、年度末に総務省のほうと、仙台のほうですけれども、申請していましたけれども、年間予算が平成27年度は全国で2.5億円というすごく狭い門でしたので、申請はしましたけれども、結果は少し待ってくれということで待っていましたけれども、4月4日に内報をいただきましたので、今回の6月定例議会のほうに事業の実施ということで、補正予算で追加しております。

1枚目をおめくりください。大変申しわけないのですけれども、私も余り詳しくないものですから、この資料に沿ってご説明申し上げます。これは国の概要図でございます。平成27年度の当初予算が全国で2.5億円、補助対象先は①としまして観光拠点、②として防災拠点と。補助率は、地方公共団体の場合2分の1、公共事業・非公共事業の別は公共事業であります。イメージ図では、左側が観光拠点、それから右側が防災拠点、いずれこのような考え方で国では考えているという補助事業の内容でございます。

もう1枚おめくりください。3枚目になります。うちのほうで計画事業申請しました事業の概念図でございます。全体概要についてですが、当町の総合戦略「ひとにやさしく活力あるまちづくり」に基づき、地域住民、観光客と地方行政、地域産業を結びつけ、新たな地域コミュニティーを創造していくために、既設のかるまいテレビの光ファイバー網を利活用し、地域産業の活性化、地域コミュニティーの創造を図り、元気で活力あるまちづくりを目指すものです。要点としましては、地域の観光施設、防災拠点にワイファイステーション、アクセスポイントを整備し、町民及び観光客等に対して軽米町のさまざまな情報を発信し、提供し、人と情報を結びつけていくことを目指します。

下の図をごらんください。軽米センター、役場の中に光ファイバーのテレビ局がありますけれども、そこに新たに本局といいますか、基地局のものを設けまして、軽米サブセンター、晴山サブセンター、小軽米サブセンター、光ケーブルでそれぞれあるのですけれども、それらを経由しながら、左側のほうからフォリストパーク、物産交流館、農村環境改善センター、ミレットパーク、ミル・みるハウス、それぞれに携帯電話でアクセスできるポイントをつくるということです。外部用と内

部用ということで、ワイファーステーションが掛ける2、アクセスポイント3とありますけれども、外への電波の発信、それから内部での電波の発信ということでこのように分けられております。

事業の概要は以上でございます。

大変申しわけないのですが、引き続き1枚物、先ほどご説明しました資料ナンバー2、ナンバー8-1、産業振興課の分で関連がありますので、資料は別々に請求ありましたけれども、歳入と歳出、両方の部分で下のほう、資料ナンバー8になりますけれども、観光・防災Wi-Fiステーション整備に係る事業内容及び予算積算資料ということで、入札前ですので実質はまだですけれども、内容につきましてご説明申し上げます。大きな1番としまして設計監理費は事業費の予定が844万7,480円です。それから、工事費の内訳としまして、1番目が屋外ワイファーステーションの設備が5カ所、合計で8台です。軽米町役場、物産交流館、フォリストパーク、ミル・みるハウス、ミレットパークになっております。それから、2番目としまして屋内アクセスポイントとしまして役場、農村環境改善センター、物産交流館、フォリストパーク、ミレットパークになっております。それから、3番ですが、太陽光及び無停電電源装置ということで、軽米の役場には無停電電源装置がありますので、役場を除きまして物産交流館、フォリストパーク、ミル・みるハウス、ミレットパークで、一応充電使用時間は8時間となっていますが、8時間から12時間程度は無停電で作動できると聞いております。それから、4番目ですけれども、ワイファイの認証装置ということで、かるまいテレビの部屋がありますところに基地局を設けるわけですけれども、そこにワイファイ専用の機器を設置する工事の内容となっております。それと、光通信設備管理装置ですけれども、光設備の改造を含めてワイファイのデータを送るための管理装置です。光通信設備というのは、サブセンターが3つありますけれども、それらの光を信号に変える設備3カ所、それから光通信設備は光の通信をデータとして変換する装置5カ所、アプリケーション開発はソフトですけれども、ソフトが一式ということになります。合計で3,574万5,966円、監理費と事業費合わせまして4,419万3,446円を予定しております。

それで、事業につきましては仙台の総務省のほうとたびたび交渉しまして、補助対象事業費として約3,000万円、1,400万円ほど単独費になりますけれども、事業の精査でそのような事業費の内容となっており、歳入につきましては補助対象の分の2分の1ということになっております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

中村委員。

○2番（中村正志君） 地域公共ネットワーク等の事業については、国の事業等も資料をいただきましたので、こっちのほうはいいのですけれども、確認ですけれども、臨時福祉給付金のほうについては、現在はまず国の要綱ができていないということで、これから軽米町の要綱をつくって平成28年度分は実施していくと。平成27年度分については、というのは私が何を言っているかという、テレビとか新聞等で国の政府のほうで広報をやっているのですけれども、それがどのような形で軽米町、市町村に事業がおりてきて、今実際それが事業で使われているのかなというのがなかなかくつつかなかったものですから、ちょっとわからなくなっていましたので、ただそれを聞いたので、多分これは何か高齢者の方々に、ひとり暮らしとか非課税とかそういう人たちにお金を上げたというふうなのも含まれているのかなというふうな気がしたのですけれども、ただ実際高齢者同士が集まる場で、私は何ぼもらった、いや俺には来ないとかって、こういう会話が結構あるとかという話もあったりして、そういう話の中で私もよくわからなかったの、だからちょっと聞いたものなのですけれども、無線では誰々さんには、対象者には郵送してやっていますからとかって言っているのですけれども、来ない人というのはどうして自分には来ないのかなということもあるわけですね。だから、そういうことを私が聞かれたときに説明できればいいのですけれども、それができなかったの、こういう事業そのものを、補助制度というのですかね、そういうふうな事業等も説明できるかなということで私聞いたので、これはこれから私も勉強していく必要がありますので、いいです。

○委員長（松浦満雄君） 歳入全般で質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないということでございますので、歳入を終わりにして、休憩しますか。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） では、11時10分まで休憩して歳入に入らせていただきます。それでは、10分間休憩いたします。

〔「10分まで」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） いや、5分で10分間。11時5分までで10分間。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど積み残しておりました入札の結果表が出ておりますので、この件について質疑を受け付けます。

山本委員。

○13番（山本幸男君） まだ見ていない。

○委員長（松浦満雄君） ちょっと休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、お見えになりましたので、再開いたします。

入札の結果表が出ましたので、質疑を受け付けます。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 特別何もありませんが、入札の結果表を見ますと、案内した業者の中で辞退した人が3ですか、それからただ辞退も何も、横線で表示したのが2社でございます。全体として案内したものの過半数が辞退及び横線で、札の入ったのが3社のみというようなことで、ちょっと理解できないというか、そんな感じもいたしますが、その点はいかがですか。

それから、次のトラックのほうですが、案内したのが2社だけというのは、何かもう少し3社か5社案内があってもよかったのかなというような感じもしますが、その辺ちょっと説明お願いします。

○委員長（松浦満雄君） それでは、町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 資料ナンバー13の一般廃棄物収集運搬車の部分についてご説明申し上げます。

4トントラックということで、町内業者9業者を指名したところでございます。それで、辞退届があったのが4業者で、当日不参加が2業者という形で、3つの業者が入札のほうに参加していただいたという形になっております。この横線につきましては、入札に不参加ということになります。

○委員長（松浦満雄君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） それでは、山本委員のご質問に対しましてお答え申し上げます。

2社だけ、もっと多くできないのかなというお話、趣旨だと思ってお聞きしましたのですが、除雪トラックにつきましては非常に特殊な車両でございまして、受注後に製作する部分、そういったものが大きいことがございまして、納車できる業者が岩手県内に数少ないということで、このような2社ということにお願いしてございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員、いいですか。

○13番（山本幸男君） いいです。

○委員長（松浦満雄君） では、大村委員。

○ 8 番（大村 税君） 今の説明では、除雪車の業者は特定に絞られるというようにご説明したと、このように私受け取っていますが、UDと双葉重工業ですか、この双葉重工業はトラックの生産していない業者で、装置の業者なのです。私が知り得る現在においては。そうであれば、本来はトラック除雪車なので、県内でも全国的にもいすゞ、日野、ふそう、UDの4社があるわけです。そこが納めれる能力のある車両会社だと私は認識しておりますので、本来であればそういうところに案内をして、参加を依頼するのがベターではないかなと思いますので、これは終わったからあれですけれども、そういうようなことを考えて、今後の購入の際には検討してほしいということでお話し申し上げましたが。

○委員長（松浦満雄君） 地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） ただいまのご指摘の件、いずれ広く調査いたしまして、次回から検討したいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○ 8 番（大村 税君） よろしくどうぞ検討を。

○委員長（松浦満雄君） 茶屋委員。

○ 7 番（茶屋 隆君） 同じことですがけれども、以前もこのような状況だったと思って、全然改善されていないと私も思いましたので、大村委員と同じことでございますので、よろしく。

○委員長（松浦満雄君） 本当にあるの。

○ 7 番（茶屋 隆君） 岩手県にはないということで伺いました。

〔「休憩だ、休憩」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前 11 時 13 分 休憩

—————
午前 11 時 14 分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） 今回10トン級の除雪車ということで入札を行ったのですが、これの10トン級の除雪車については日産系といいますか、UDトラックス岩手ではないとつくっておらない、日産系の車、車両です。そして、先ほどの部分、5トン級につきましてはいすゞしかつくっていなかったということで、前回の部分についてはいすゞと双葉、今回については前輪駆動の10トン級のトラックについては日産しかつくっておらないということで、日産系列の会社と双葉重工業という2社でもって選定をいたしました次第でございます。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですね。

大村委員。

○ 8 番（大村 税君） 今の説明では理解が苦しいのです。現に先ほどお話しした 4 社が除雪装備車を出しているんです。ないではないです。そこをきっちりしてほしいのです。装置についてはいろいろな、岩崎と違って、プラウについてはあるのだけれども、トラックの部分は 4 社が全て四輪駆動であり、除雪車用に製造しているのです。それ展示会でちゃんと展示して、各県から各市町村からその展示会に行つて、新しい装置のついた、安全、安心、満遍に整備できる機種を前に開発して出しているのです。今のは、ちょっとそのようなあれしかなかったのであればいたし方ないけれども、一般には 4 社が対応できておりますし、外国車も来ているのです。その辺は結果だからあれだけれども……今後の課題……

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

ではもう一回、再度答弁、地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 除雪トラックの業者の選定につきましては、再度ご指摘もございましたので、再度調査検討しながら、ちゃんと業者を選定してまいりたいというふうに思っております。次回から。

○委員長（松浦満雄君） 大村委員、了解。

○ 8 番（大村 税君） はい、わかりました。

○委員長（松浦満雄君） 財産取得に関する議案第 10 号、第 11 号を終わります。

もう一件残されておりました笹渡診療所、議案の第 9 号。

教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木 久君） 細谷地委員のご質問なのですが、笹渡の診療所跡地の教員住宅使用につきましては、台帳調べましたところ、昭和 52 年から貸し付けられているようでして、当初教員の先生方 4 名ほど入居されていたということなのですが、徐々に老朽化いたしまして、入居者が少なくなってきたということになりまして、その後一般の方にも便宜的にお貸ししておりました。その辺の取り扱いにつきましては、若干不適切だと思っております、当初予算のときもご指摘がありましたので、是正してまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 11 番（細谷地多門君） わかりました。

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案の第 9 号についても終了いたします。

それでは、前に戻りまして、一般会計の補正予算の歳出についていきます。それでは、歳出を款ごとに説明をお願いします。

まず、総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 総務費の総務管理費でございます。一般管理費の内容についてご説明します。職員手当等に関しましては、議案第4号に絡みます期末手当の増額に伴う補正でございます。

それから、共済費3万3,000円でございますが、これは平成27年度の精算分で、平成27年度に臨時職員の配置があった場所が次の年にも配置されていない、要は次の臨時職員がいないところがあるのですけれども、そういう場合に具体的な雇用保険ですけれども、次年度に精算という形でまいります。予算科目として、その職員が配置されていないところの部分についてはお支払いする予算がないものですから、今回精算分として雇用保険の分を計上させていただいております。

次の需用費、修繕料でございますが、こちらは案内板、具体的には瀧村さんを入れていって、高校だとか中央公民館とかという案内板があるのですけれども、大分老朽化して見えにくいということで、今回その修繕のための予算と、それから健康福祉課が本庁舎に移転しますけれども、その関係で電話の配置が必要になるということで、その分を予算要求してございます。内訳は案内板が30万円、電話の関係が31万7,000円、11台分の予算でございます。

次は役務費でございますが、通信運搬費に関しましては、これは電話回線の増設分、2回線分でございます。それから、次の軽米町役場案内板設置に係る電柱広告料と軽米町役場案内看板作成手数料でございますが、役場に行くための標識がないということで、いろいろ考えましたけれども、電柱によく旅館なんかのあれがありますけれども、あの方式が一番安い形でできるのではないかとということで検討いたしまして、今回役場、それから商工観光のほうでも予算要求しておりますけれども、物産交流館の部分に今回試験的にやってみたいと思っております。これは、7年間たてば古くなったものを新しいものに交換してくれるようなのですけれども、製作費については作成手数料については最初の年、その上の広告料につきましては毎年1万円ちょっとでございますが、経費としてはかかってまいります。ただ、7年たったときの更新につきましてはその会社のほうで全額見てくれるというものでございます。もし余りにも景観上も問題があるということであれば、これに関しては撤去も割と容易でございますので、町民の皆様の反応等を見ながら、増設する場合がありますでしょうし、外す場合もあるという、両方ができるような形で今回予算要求させていただいております。

それから、寄附金の10万円につきましては、町長の政務報告の中でも申し上げておりますけれども、岩手県の町村会が熊本県に対してお見舞い金をお支払いすることになりまして、軽米町の負担分10万円を予算計上させていただいたものでございます。

次の文書広報費……ずっといいでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） はい。

○総務課長（日山 充君） 文書広報費につきましては、デジタル防災行政無線整備工事調査設計業務委託料とデジタル防災行政無線整備工事施工監理業務委託料を工事請負費と別に委託料として組み替えをしたいというものでございます。今回、当初では設計と施工の一体施工でやりたいということで当初予算要求考えておりましたけれども、工事の正確性と申しますか、適正性を同じ業者が判断するのはどうだろうということで内部で協議した結果、やはりここは分けてやったほうがいいということの結論に達しまして、今回補正をお願いするものです。

資料要求がございましたので、概要図を資料として出しております。ナンバー3の資料をごらんください。初めに訂正させていただきます。総事業費のところの1億8,100万円のゼロが1つちょっと余計についておりますので、そこは消していただきたいと思っております。申しわけございません。

内容でございますが、軽米町役場のデジタル防災設備の親局設備に関しましては、平成25年に国のJアラートに対応する必要があり、平成25年度に親局に関してはデジタル化が完了してございます。今回は、子局及び中継局について4年計画で整備してまいりたいというものでございます。電波として、今現在は軽米町役場から直接各柱に電波を送っておりますけれども、デジタル化になりますと聞こえるか聞こえない、聞こえにくいというのがないそうです。ですから、確実に電波を届ける必要があることから、そのためには中継局が必要だということで、今回折爪岳の山頂付近に中継局を設置したいというものでございます。

また、子局に関しましては、現在と同じように中継局から直接デジタル波を受ける子局が2局、それから中継局から電波を受けて、そこでも放送しますが、またさらに奥の子局のほうにそこから中継する子局が4局、中継する子局から電波を受ける局が10局ということで、子局としましては計16局を整備予定でございます。工事費の内訳につきましては、表のとおりでございます。

続きまして、財産管理費でございますが、建築確認手数料でございますが、実は当初予算で駐輪場の予算をつけていただいたのですが、一定の面積以上の建物ということで、駐輪場であっても建築確認が必要であるということ、私ども勉強不足で申しわけなかったのですが、今回建築確認の手数料を計上させていただいております。それから、庁舎の地中熱暖房システムの設備保守点検業務委託料でございますが、当初予算編成時にはこの委託料がどのぐらいになるか積算できなかったことから、今回工事が確定したのを受けて積算して、76万7,000円を業務委託料として計上させていただいております。それから、駐輪場設置工事の設計監理業務委託料ということで、建築確認申請のためには設計書が必要になりますので、そ

れの関係の委託料が21万6,000円を計上してございます。

それから、積立金でございますが、1億1,100万円、地方財政法第7条で繰り越し金2億2,190万8,000円の2分の1以上を積立金とする必要があることから、今回計上させていただいたものです。

子ども・子育て支援交付金の返還金については、健康福祉課長から説明します。

○健康福祉課長（於本一則君） それでは、9ページの2段目になります。総務管理費の11目の諸費、23節子ども・子育て支援交付金の返還金についてご説明申し上げます。この交付金は平成27年度分でございます。精算の結果、過大に交付を受けた分が14万5,000円ありましたということで、返還分を予算計上したものでございます。

以上です。

○総務課長（日山 充君） 続きまして、2項の企画費についてご説明申し上げます。需用費、この関係はハイキュー!!を活用した町づくりの関係で予算計上させていただいているものでございます。消耗品につきましては、ハイキュー!!のタペストリー等を購入したいと考えてございます。それから、印刷製本費に関しましては、軽米を訪れたハイキュー!!ファンの方々にお配りできるようなマップといたしますか、案内図みたいなものを作成したいと思っております。

それから、委託料でございますが、町づくり交流推進事業委託料、資料としてナンバー4をお渡ししてございますが、業務内容といたしましては当町の地理に不案内な観光客に対し、適切な対応、おもてなしの改善をすることによって集客力を高めることにより、リピーターを確保することを目的としております。内容としましては、案内所の常設化、観光ガイドの実施、ホームページ等による情報発信、それからアンケートの実施による観光客の要望等の取りまとめ、分析、週末に来町した観光客へのサービス向上のための物産交流館の開設を内容としております。

委託料の内訳でございますが、団体等事業委託分といたしましては、主に案内所を設置する人件費、それからホームページ等の作成及び管理の関係の経費等、それから案内所の借上料等を計上させていただいてございます。内容は369万3,000円でございます。直営分といたしましては、古舘先生のほうからオリジナル原画を作成していただきたいと考えており、予算として1本129万6,000円を2本描いていただければというふうなことで、委託料の中身としましては628万5,000円を計上しているものでございます。

なお、今回の予算には載せてございませんが、県の地域経営推進費、3分の2の補助金でございますが、そちらを活用して実施してまいりたいと思っております。

次が5項の選挙費でございますが、先ほども申し上げましたけれども、期日前投票日が1日延びたことにより、投票管理者、立会人の報酬を1日分要求させていた

だいたものでございます。

あわせて、資料として高校等に対する対応をどうしていくのかということがわかるということでございましたが、ナンバー5として出しておる小冊子でございますが、これを軽米町の選挙管理委員会で購入し、高校のほうに配布していただいております。なお、他の市町村、福岡高校等では県の選挙管理委員会から講師が来て特別授業等を行ったようでございますが、これに関しましては県選管と各高校が協議をして実施をするかしないかを決定しているようでございます。今回、軽米高校は実施しなかったわけですが、高校の先生のお考えもあるのだと思いますけれども、現在高校生の選挙活動という資料をつくって、それをもって授業をやりたいというふうな考え方を持っておられるようでございます。

総務費については以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 歳出の2款の説明が終わりました。

2款全体について質疑を受け付けます。質問ありますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 私説明資料ということでお願いして、資料に沿って説明いただきまして、大分理解は深まったのですけれども、その中で、今説明していただいた中で公共施設の案内板の修繕という話があったので、多分そこのところ、本町の丁字路のところ、あそこを修繕するということですね。というのは、あそこの活用が果たしてなされているのかなというふうな気がするのですけれども。逆にその前の瀧村さんの交差点のほうが、ここから入れば高校に行けるのだろうかとか、多分あれ左に曲がれば公民館だからあそこにやっていると思うのだけれども、あそこは大型バスは公民館は行けないですね。だから、そういう点考えた場合、町外から公民館の利用者というのは果たしてどれぐらいいるのかなという。何かわざわざそれを直すよりは、新たな設置場所を考えるべきではないのかなというのを私はちょっと感じられるのですけれども、そこをひとつ検討いただけないのかなということ。

あと、デジタル防災行政無線のことは、3月定例会の予算の説明のときに私全然聞いていなかったようで、再度やって幾らかは理解できたのですけれども、デジタルというのは今ある子機にも来るものなのか、あとそれは関係なく、ただ単なる新しいものだけなのかをちょっと確認させてください。

あと、町づくり交流事業の概要説明いただきましたけれども、中身を見てちょっと感じたのは、これ企画費に取って、担当課の話ですけれども、総務課でこの事業を進めようとしているのか、何か中身を見れば商工観光のほうに予算を措置したほうが良いような気がするのです。多分これがどこに行くかといえ、もしかすれば物産館なのかなというふうな想定もするのですけれども、その辺のところ果たし

て企画費でいいのかな。総務課でやるのだったらいいのですけれども、ただ総務課でやるのであれば、何か観光関係を主としているような気がするのですけれども、その辺のところ、どういうことでここに予算を取られたのかなということ。

あと、最後に選挙の関係で、18歳以上がことしスタートするということで、特別な事業についてはそれぞれの学校でというふうなお話がありましたけれども、それだけでいいのかなと。というのは、高校そのものも、当日までに18歳にならないと選挙権がないということだそうで、ではその人たちが町の投票所をどのような形で使っていこうとしなければならないのかとか、いろいろあると思うのです。軽米町独自の説明の仕方とか。ただこれパンフレット配って、高校でやってください、投票率のアップというふうな狙いの中で18歳以上のスタートというのが果たしてそれだけでいいのかなというふうなことをちょっと感じたので、その辺のところももう少し親切に指導する必要があるのではないかなというふうなことを感じましたけれども、その辺のところはいかがでしょう。

以上、お願いしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 4点について質問……

〔「3点でないか」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 案内板につきましては、非常に現在ははっきり言って存在自体が見にくいような形のものになっております。ただ、バスのお話をされておりましたけれども、大型バスが入れないというお話をされておりましたけれども、歩行者のことも考えればあそこが一番方向がぼらぼらになっているというか、一番初めに役場のところもあるわけなのですけれども、役場に入ったら入って行って、なおかつあそこの交差点があって、どっちに行ったらいいかわからないというようなところがあって、多分あそこにつくったのだと思います。それを何とか見やすい形に改修したいと思ひまして今回見積もりをとらせていただき、予算を計上させていただいたのですけれども、それが必要ではないのではないかなというふうなお話もありましたので、再度その整備については検討させて、もし必要ないというのであれば撤去のほうで考えたいと思います。

それからもう一つ、デジタル……

〔「必要がないと……」と言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） そのとおりやるとは言っておりません。内部でもう一回検討させていただきます。

それから、デジタル防災行政無線の整備の関係でございますが、現在子局は、前回親局を整備するとき1局だけ、軽米小学校のところだけデジタル化されております。ですが、ほかのところは全部旧のアナログ式で受信されている施設なのですけ

れども、たしか昭和61年の整備で30年近くたっていることから、内部の機械の部品等がもうないのもあるそうでございます。今現状で壊れてもすぐ直せない、実際山口の行政区の防災無線がしばらくご迷惑をおかけしていただけたのですけれども、やっぱり修繕とかなかなか難しくなっているというのが現状でございます。ですから、デジタル化も含め、現在の子局を全て整備し直したいという考え方で、それを4年間でやっていきたいというものでございます。

それから、まちづくり交流推進事業の関係でございます。産業振興課のほうが適当ではないかというようなお話もございましたけれども、ハイキュー!!につきましては調整を総務課の企画のほうでやらせていただいております。実際、今事業を組んだりなんたりするのも企画、関係課としては商工観光グループも入っておりますけれども、その中で本事業を実施していくに当たって企画グループのほうを担当になりましょうということで進めておりますので、ここに関しては、予算がここだからこっちというふうな形を本当はやればよいのしょうけれども、今の体制の中でどこがやるのが一番いいのかを、この間の交流施設もそうでございますが、いずれそれは一番実現性を高めていくためにはどこがやればよいのかというのをそれぞれ協議しながら進めておりますので、その辺に關しましてはご理解をいただきたいと思ひます。

それから、選挙の啓発はもっと必要ではないかというご指摘をいただきました。参考にいたしまして、これも選挙管理委員会の中でもお話をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

大村委員。

○8番（大村 税君） 若干私聞き漏らしたかなと思ひてございますが、再度お聞きしたい。町づくり交流推進事業の中で案内所借り上げとあるわけですが、その案内所をどこに想定されているのか。私は、案内所は庁舎のホール、町民ホールとありますが、そこが一番ふさわしいのかなと思ひのね。例を言いますと一戸町がそうなのですよね。ホールにそういったパソコンがあって、雇用の状況とか、あるいは町の観光が一目でそこで見れるというようなあれを以前やっておりましたけれども、今も継続しているやに思ひていますが、そうするとその経費もかからないで済むのかなというような思ひで、どこを想定して、借り上げるといふことだから、その辺のあれもお聞きしたいし、先ほど中村委員が問いただした看板の問題でも、そっちが嫌だったら取り外すかではなくて、ふやして、地方から来た人に優しい案内板が軽

米町が一番少ないのです。3月のときも私は発言させていただいたけれども、撤去ではなくて、そっちはそっちで、こっちからでも入れるよというような、外部から来た人たちを誘導する優しい対応、おもてなし、おもてなしと言っているけれども、言葉ではだめなのです。やっぱり形にあらわすような対応、対策を講じてほしいなと私は思うのです。だから、避難所とかそういうのも軽米が一番不足しているのです。皆さんが私以上に各町村を回って目にしていると思いますが、ほとんどないのですものね。デジタル化のあれも、いろいろとITの部分ではすごく網羅してわかりやすいけれども、超高齢化時代の中でパソコンだのスマホだの、そういうもの見て、その場所に行ける人が何割ありますか。やっぱりその辺も検討してほしいなど。看板については早急に、安いものではなくて安心、安全の町づくりには最低限必要だと思いますので、その辺を考慮しながら、優しい町づくり、案内の周知をしてほしいなと思いますけれども。町長にその考え。

○委員長（松浦満雄君） それでは、日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 町づくり交流推進事業の案内所の想定している場所でございますが、竹花酒店の隣、現在はボランティアの方々がハイキュー!!の案内所という形で開設していただいております。そこを案内所として借り上げたいなというふうに考えております。役場のホールでというお話もございますが、役場ホールは役場ホールの役割があると思っておりますので、利用者の方々、今もあそこが開いているときは、来訪者の方々はそのを頼りにお見えになっているようでございますので、あそこの活用をさせていただければというふうに思っております。

看板の考え方については町長から。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今大村委員からご指摘をいただきまして、これまでもさまざまなご指摘をいただいております。いずれ非常に軽米町中心部は特に狭い道路が入り組んだ状況の中で、大変よそから来た方々来づらいとか、わかりづらいとか、そういったところもございますので、もう少し全体的な検討と申しますか、通学路にもなってございますので、そういった関係で全体的な検討はこれからしていきたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですか。

○8番（大村 税君） はい。早急に検討してください。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 1つはデジタル防災無線の関係でちょっとお聞きしたいと思っております。前にもアナログとか、古いやつも災害時のバッテリーの問題を取り上げたことがあるのですが、この前の災害のとき一番困ったのはやっぱり24時間と

かってもたないでということだったのですけれども、今回の場合はどのようになっているのか。それぞれのお祭りなんかのときや山車に発電機を配備するような配慮なんかしてくれたのですけれども、例えばそのときにバッテリーがもたなかった場合、発電機とかという形での子局の対応とか、災害時の周知方法に、停電のときの体制どうなっているのか確認したいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 子局の電源につきましては、同じく非常用バッテリーがついておりますので、そちらでの対応となると思います。

それから、ふだん使用されていない場合は、それは省エネといいますか、現在は二十何年前のバッテリーよりかは多分性能はよくなっているのかなとは思っておりますけれども、ちょっと詳細については今私承知しておりませんので、お答えできませんが、いずれ以前問題になったのはふだんのメンテナンスの部分で、バッテリーが劣化しているのに修繕しなかったというところもたしか問題があったというふうに認識しておりましたので、定期的なメンテナンスとかそういうふうなことをやっていきたいと思っておりますし、外部電源、例えば発電機を持って行って使えるかというのは、ちょっと私もそここのところの対応はできるのかどうかはわかりませんので、そこは調べてお答えさせていただきたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 防災行政無線ですから、災害になったときが一番の基本だと思います。ですから、メンテが不十分だったから24時間だったのか、当初のきちんとやっていたら48時間とかになるのか。結構前の震災のときの停電は、場所によっては2日とか48時間とか、もった分もあつたと思います。そういうときに情報が伝わらないというのはやっぱり大きな問題だと思いますし、外部電源の互換性の問題も、それは100ボルトだったら発電機は普通にできるわけですし、それを直流にしなければならないのかどうかわかりませんが、十分対応はできると思うのです。そういうところが防災無線としての安心感というか、役割が大きいと思うので、その辺をきちんとし、せめて3日分とか4日分ぐらいはバッテリーがもつのか、それをもたなかった場合はどう対応するのかというのは、Jアラートなんていうような物騒なものもありますけれども、そういう緊急時まで想定している防災無線でもあると思うので、その辺はやっぱりきちんとし、要望と対応について。

それから、さっき中村委員が別なことを聞いて、これの中には、イメージ図にはありませんけれども、告知端末との関係はどうなっているのかということをお聞きしたいと、その面についても確認しておきたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） ただいまの件は、調べてからお答えしたいと思います。

それから、告知端末の連携については、現在も外の放送がなってから中の放送がなるような形になっておりますが、今たしかデジタル化になって、そのところが自動で行けるようになるというふうに私意識的にあるのですけれども、そこも改めて確認してから。済みません、ちょっと頭の中に入れていませんので、申しわけございません。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 当然のことだと思うので、そういうことがきちんと確認されておくこと、あと消防署の関係含めてお願いしたいと思います。

それから、もう一つは財産管理費の地中熱暖房システムの保守点検業務委託の関係ですけれども、確認したいのですけれども、これは76万7,000円というのが同額で、初年度だからという形ではなくて経常的に毎年毎年かかるのかどうかというのを確認をしたいと思いますけれども。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） 保守管理に関しましては、毎年かかるものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 確認ですけれども、防災無線ですけれども、あれ前のときに機能しなかったということで、充電器が機能しなかったということですが、防災無線のやつですけれども、前のときにそれを取りかえるということで取りかえたのですよね、バッテリーを……ああ、そうかそうか。よろしいです。

そうすれば、取りかえたということは、今の時点では停電になっても何時間というか、2日ぐらい、48時間ぐらいは機能しているということと理解して大丈夫ですか。そういうようなのも含めて今やるということかな。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） いずれバッテリーにつきましては、その不備がわかりましたので、交換させていただいております。今のバッテリーの時間につきましては、確認してからお答えしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 関連で、中村委員。

○2番（中村正志君） 関連というより、活用の部分でちょっと要望ですけれども、放送するので、消防署のほうで直接放送している部分があるのですけれども、結構頻繁に放送されるのです。この辺少し調整して、ある程度時間を決めてやったらどうかなという。例えば消防からなのだったら10時だとか、午後2時だなどという時報も兼ねてやってもらうとあって、毎日同じ放送がその日のいつになるのかわからない、余りあれだけ頻繁になると聞く人はいなくなってしまうという。これから多分農協からの放送もなるかと思うのですけれども、ある程度消防も少し時間を決めて

やっていたほうがもう少し聞く、また消防が鳴っているから今、何時だなどかというふうに思うような気がするのですけれども、その辺のところ、消防との話し合いはいかがでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 現在消防のほうで気象情報等を見て、乾燥注意報が出ているから放送するというふうな形の中で今運用していると思います。ですから、火災等の発生のおそれが少ないようなときは当然放送もされていないと思いますから、時報的などということについてはちょっと難しいのかなとは思いますが、ただ、放送する時間をある程度決めてということは消防のほうには申し入れが可能ですので、そちらのほうについてはやってまいりたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） では、もう一人。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 9ページの諸費、子ども・子育て支援交付金返還金というのがある。中身はどういう。

○委員長（松浦満雄君） 於本健康福祉課長。

○健康福祉課長（於本一則君） ご説明申し上げます。

事業の中身で特定分、一般分という部分がございます、その中に乳児家庭の全戸訪問事業、こちらのほうで2万3,000円超過しているということと、あと養育支援の訪問事業、これで8,000円不足、もう一点、地域子育て支援拠点事業ということで13万円の支払いの超過ということになりまして、2万3,000円から8,000円引いて13万円足した14万5,000円を国のほうへ返還するというものでございます。毎年事業終わりますと精算しているのですが、平成27年度分でございます。

○委員長（松浦満雄君） 了解ですか。

○13番（山本幸男君） うん。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 町づくりの交流推進事業の関係で、場所がもうわかったのですけれども、人的体制の関係で、予算で見れば謝礼の部分と、それから賃金があるのですけれども、例えば常時というか、何時から何時、時間も書いているのありますけれども、その辺の人の体制について、この欄を詳しく見ればわかるかもしれませんが、ちょっと説明していただきたいのですけれども、案内所の。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） その件に関しましては、うちの吉岡担当主幹のほうを担当しておりますので、そちらから説明させます。

○委員長（松浦満雄君） それでは、時間なので午後から。

それでは、午前中の審議はここまでといたします。
休憩します。

午後 零時 00分 休憩

午後 1時 00分 再開

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、午前中に委員長が多少おくれるということで、私
がということでしたけれども、来たのでどうぞと言ったけれども、選任したから、
暫時の間私が進めさせていただきますので。

では、午前中の休憩前に引き続きまして特別委員会を再開したいと思います。

大村委員はちょっと所用がございまして、30分ぐらいおくれるということでご
ざいます。

では、午前中に引き続きまして2款総務費、あと吉岡主幹が……その前に、では
課長のほうから答弁漏れがあるということで、答弁お願いいたします。

○総務課長（日山 充君） 初めに、バッテリーの寿命といいますか、バッテリーがどの
ぐらいもつかということでございますが、1回5分、1日10回をまず想定しまし
て、3日分ぐらいはもつそうでございます。

それから、外部電力の対応ということで、発電機ということのお話もありました
けれども、それから100ボルトの電源が確保できる、そういうような方法もでき
るそうですけれども、実際この間の東日本大震災のときに、沿岸部ではバッテリー
を定期的に交換して対応したそうです。ですから、発電機の場合はずっといつ放送
になるかわからないのに発電機を回し続けるというのも、燃料等も多分確保も難し
い状況の中では、バッテリーの交換というふうな形のほうが現実的なのかなと思っ
ています。今現在充電にどのぐらい時間かかるのか今確認しておりますので、いず
れ長期の停電が予想される場合等についてはそういうふうな方法を考えながら対応
できるのかなと思っております。

それからあと、子局と現在の告知端末との連携でございますが、以前は25年前
の親局がデジタル化される前は2回吹き込みをしていたのだそうです。自動向けと
内部向けの装置に吹き込みしたのを、今は連動しているので、1回吹き込めば自動
で外にも中にも流れるということになっているということだそうです。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課長から説明ありましたけれども、よろしいでしょうか。
何かあと質疑は。

○12番（古舘機智男君） 今の関係、別な総務もありますから。

○副委員長（茶屋 隆君） そうですか。では、引き続き吉岡主幹からご説明をお願いい

たします。

○総務課担当主幹（吉岡 靖君） それでは、町づくり交流推進事業の事業委託料の内訳のうち、賃金と謝礼についてご説明申し上げます。

賃金につきましては案内所のほうにいていただく方を想定しており、謝礼というのはずっとその案内所に張りついている必要はないのだけれども、ガイドをした際におおむね1人2時間程度になるのかなという想定で計上しております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

では、古館委員。

○12番（古館機智男君） これは個人との関係なのか、あとは団体というか、2人だけれども、団体に委託したりして、そういうフォローするようなことをするのか。個人なのか団体なのか。

○副委員長（茶屋 隆君） では、吉岡主幹。

○総務課担当主幹（吉岡 靖君） 団体とか個人とかの別は区分なく、この事業の中ではホームページのほうも作成することにしておりますので、ホームページ等を通じて事前に連絡をいただいた方に対して、個人であっても何人かの団体であってもガイドとして対応していくと、そのように想定をしております。

○12番（古館機智男君） お客様のほうではなくて、実際に運営するほう。

○総務課担当主幹（吉岡 靖君） これは団体の中で、例えば団体の中に登録している方にガイドを案内するとかをこの謝礼金のほうで見ております。ハイキュー!!というふうなものですから、ハイキュー!!に関して興味を持ってガイドをしていただく方というふうなことで想定をしております。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今の件で、今気がついたのですけれども、委託料ですよ。どこに委託するのか。どこかが委託されてこれを運営するというやり方ですよ。

あともう一つ、その場所、案内所というのかな、拠点となるそこに何か名称をつけると思うのですけれども、つけなければあそこで何やっているとかという何かないと思うのですけれども、その辺のところもどの程度お考えでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） 委託先に関しましては、平日対応の部分については今ハイキュー!!の関係で見えたお客さんたちのボランティアでやっておられる方々が新しく団体をつくられましたので、その方々に平日はお願いしたいと思っています。それからあと、土日の部分につきましては産業開発での物品等の販売でも役立てたいということで、土日については産業開発の物産交流館のほうで対応したいと思ってお

ります。

それから、名前につきましては、ハイキュー!!という言葉を使うことが非常に微妙な状況でございますので、案内所の名前等につきましてはこれから検討して決めてまいりたいと思っておりました。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 委託が今できたボランティア団体と産業開発という、2つというふうな言い方をされましたけれども、例えば案内所借り上げはどこで借り上げるのですかとか、2つに委託して、その辺何かちょっと筋が合わないような気がするのですけれども、どうですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 借上料に関しては、新しくできたボランティア団体に今度委託料を払うので、ボランティア団体でいいのかわからないのですけれども、そちらの方々がその場所をお借りします。ですから、案内所が2カ所になるような形になります。土日の関係は物産交流館で案内所をやるし、平日の部分は新しく借り上げる場所で案内所という形を考えております。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） では、確認ですけれども、これボランティア団体のほうの委託分はこの分で、産業開発に委託する分はこの分でというふうに分けなければならないのではないかなという感じがするのですけれども。その場所が平日はこっちだよ、休日はこっちだよと、そういう形で光熱水費等でも分けて払って、何だか面倒くさいような気がするのだけれども、その辺うまくやれますか。

○副委員長（茶屋 隆君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 休日のほうの関係につきましては、賃金と共済費、通常の物産交流館の開設分に、土曜日今まで休みだったわけなのですけれども、その部分を営業させるための賃金という形になります。ですから、それ以外の、例えば消耗品であり燃料代であり、会議費であり通信運搬費、手数料等については、前ボランティアやった方々の団体に委託したいと思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） ということは、平日は竹花さんのところがこの場所で、休日は物産館が案内所になるということですか。ということは、休日、土日は竹花さんのところは閉鎖ということですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） 365日開設するとなると、その団体の方々も人のやりくりが大変なのかなという判断で、土日については物産交流館の物販の向上にもなるも

のですから、土日についてはそちらで対応するように考えたものでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） それはそれでいいということであればいいのですけれども、ハイキュー!!関係の人たちを迎え入れるというのが大きな趣旨のような気がするのですけれども、今までのデータの中で土日は来ない、余りその場所には必要ないというふうに考えたわけでしょうね。ということは、土日になったらそっちへ行ってける、平日だったらここで受けるというふうに2カ所あって、何か来た人たちが戸惑うのではないかなという気がするのだけれども、それまで想定してやっているのならそれでもいいのですけれども。

○副委員長（茶屋 隆君） 答弁求めますか。

○2番（中村正志君） いや、もしそうであれば。

○副委員長（茶屋 隆君） では、総務課長。

○総務課長（日山 充君） 案内所の開設等につきましては、インターネット等でいたすつもりでございますけれども、いずれ現在来て、ボランティアの方々が把握しておられる観光客の方もいらっしゃるようです。その人たちには住所等も教えていただいたのをやればダイレクトメール等を出したいと思っておりますが、事前に案内所の場所が平日はどっちで土日がこっちであるということがしっかりわかっているならば、また十分に対応できるのではないかと考えております。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） いいです。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 資料ナンバー12で、行政改革の関係の資料をお願いして、提出してもらっているのですが、直接この予算には関係がないと言えば変ですけれども、関係ないですけれども、委員長、質問してよろしいでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） はい、どうぞ。

○12番（古舘機智男君） きょう出していただきました。ちょっと斜めにぱっと読んでみたのですけれども、特に私が心配している保育所の民営化の問題については、ほとんど中身についての論議は行政改革の委員会の中ではほとんど触れられていないという状況でしたが、多分進める段階で民営化してもサービスの低下はないというような形での説明なんかもされていたという形だと思います。それで、行政改革の大綱をつくる上で保育関係者とかそういう人たちから利用している保護者も含めて、それから保母さん、保育士なんか、保育専門家等々から意見を聞くという場があったのでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） そのような場は設けておりません。行政改革の関係で、生

気な話を申しますが、仮にそのような話をすると行政改革の部分にのせられるものがかなり絞られてしまうような形もありますので、いずれ行政改革を進めていく上ではそのような方々からもご意見を伺いながら進めていかなければならないと思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） わかりました。一般質問のときも言いましたけれども、多分に政策的なものがあると思いますし、ただ軽米町がそう判断したというのは子育て支援日本一のまちづくりという、一番軽米町の特徴というか、基本的な重点施策の中に大きく関係する部分でもあると思うのです。そういう中で、保育の質とか環境が全然変わらないというような捉え方というのは、財政の関係では当然効率性というか、削減はできると思います。ただ、保育サービスという関係ではどう変わるのかというのはきちんと捉えていて、それでもなおかつやっぱり必要なのだという形でいく必要があると思うのです。そういうことの中で政策判断をされてきたと思うのですが、今後の問題でもそうですけれども、ある意味では保母さんがいるから定数が多い、だからお金がかかるから、公立保育所というのはどこでもまず必要ないというか、そういう形になってしまうのが実際の今の待機児童の問題とかいろいろなことができてきたと思います。その辺も含めて、現状としてはわかりましたので、きょうの論議というか、質問については結構ですので、以上、答弁は要りません。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 済みません、1つ確認させてください。町づくりのことでもう一つ。賃金が平日対応と休日対応が同じ189日とあるのですけれども、何か私が最初に聞いたあれだと、平日も休日もあるから毎日常設しているのだなというふうに思っていたのですけれども、よくよく見てみると平日対応が189で休日が189日、この辺の計算がちょっとすぐには割り出せないのですけれども。もしかして平日は毎日ではなく週3回だとかと、そういう意味のことでしょうか。ちょっとその辺、計算はどうなっていますか。

○副委員長（茶屋 隆君） 吉岡主幹。

○総務課担当主幹（吉岡 靖君） ただいまの日数の計算ですが、まず休日対応のほうなのですけれども、休日は物産交流館のほうで対応させていただくというふうに申しましたけれども、その際に実際に物産交流館のほうで対応していくのが1人ではなくて、2人とか何人とかの対応をしていただく必要があると思います。そういった対応を考えた場合、要はここに計上いたしました人1人で対応するのではなくて、全体でやってもらうものですから、そうすると土日だけ来てくださいという形ではなくて、平日との勤務のシフト等を考えると、臨時的な形ですべて休日以外もいる職員が必要だというふうなことを想定しまして、このような積算としております。

要は土曜日、日曜日、その1人だけではなくて、中の人間が二、三人以上で対応する必要があると。例えば案内をする必要もあるし、あとは物品の販売のほうに対応する者とか、そうすると中で勤務のシフトをしていかなければならない。そういった場合は、単発的にその日その日という雇用の形態ではなくて、期間を置いて、期限つき臨時職員のような形で職員を張りつける必要があるだろうと、そういうふうな形で計算しております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） わかりづらいですけども、ということはよほどかなり産業開発に配慮したやり方をしようとしているなというふうな感じを受けるのですけれども、ただこの分を委託しますよと、ですよ。では、その業務の分の賃金を払えばいいことですよ、本来ならば。だから、特産品までこの業務の中に入っている、それは本来の産業開発の業務ですよ。だから、その辺がごっちゃになって今お話しされ、要は1人分の賃金をこれで確保するのだ、それであとは1人そこで産業開発でふやして、平日も土日も含めた形での勤務シフトでやらせるための委託なのだというふうなことです。今の話。だって、ちょっとあなたの今の説明されるとこんがらがるので、何か産業開発の仕事もやりながらやるから1人ではできない、1人というふうな言い方で、産業開発の仕事は産業開発で給料もらってやっていることでしょ。今ここは町づくり交流事業としての仕事を産業開発にそこでその日にやってもら、そのために賃金を払うのだというふうなことであれば、だからちょっと何か納得しづらい説明だなという気がするのだけれども。だから、要は何カ月分の1人分の臨時雇用の分をまず委託してしまって、それで何とか割り振りして土日にもその部分に対応してくれというふうなことですよね。

○副委員長（茶屋 隆君） 吉岡主幹。

○総務課担当主幹（吉岡 靖君） 全体的には中村委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、物産交流館の仕事もするということがあるかもしれませんが、あとただ店番をして物を販売するという形だけではなくて、どういうふうな形で招けばファンが来たかがあったとか、さまざまそういうような研究のほうのテーマもお願いしたいと思っていましたので、それが要はファンの来店数と言えればいいのかどうかわかりませんが、増とかどうとかにどうかかわったとかと、そういったものの分析、検証もお願いしたいと思っていましたので、そういったことも踏まえますと、やはり土曜日も開設する、さらにそういうふうな業務をやるというふうなことで、臨時的な職員を1名というふうなことで考えたところでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

あと、2款総務費に関してなければ3款に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、3款民生費、では民生費全般で健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 民生費についてご説明申し上げます。

最初の1項1目の社会福祉総務費の負担金補助、いきいき岩手結婚サポートセンター運営負担金5万6,000円、当初予算のほうではまだこれは県のほうの予算といたしますか、各市町村の負担金が決まっていないことで、今回の6月定例の計上ということになっております。

資料はナンバー6、歳出の6、いきいき岩手結婚サポートセンター運営の内容を説明できる資料というのが、これが3月29日に開催された第2回いきいき岩手結婚サポートセンター運営委員会の会議の資料でございます。平成27年度の事業実施状況等についてということで議案の1号、この中に昨年度の事業の実施の状況が書いているのかと思って、資料とさせていただきます。決算につきましては、7月1日に協議会といたしますか、この委員会がございまして、そちらのほうで示されるということでございます。

あとは、3ページのその裏、一番最後の裏のところに負担金額の一覧ということで、下段で下から7つ目のところですか、軽米町は5万6,000円ということになっております。

あと、余談ですが、町で登録している方は2名いらっしゃるということで伺っております。

続きまして、3目の老人福祉費、28節繰出金、介護保険特別会計への繰出金14万1,000円でございます。公用車の車検の修繕費とか手数料等をリースの車両に組みかえるということで、その不足分の14万1,000円を一般会計のほうから繰り出すものでございます。

5目のふれあいセンターの運営費、これは所長に次に説明していただきます。

あと、次のページの7目臨時福祉給付金支給事業費は午前中説明したとおりでございます。財源内訳見ていただければわかるように1,580万2,000円、歳入歳出同額でございます。職員手当から14節の使用料賃借料までが事務費ということで、あと負担金補助、これちょっと2つに本当は分かれるのですけれども、臨時福祉の給付費が3,000円の方と3万円の障害者等の方ということで、これ歳入歳出同額の1,284万円、合わせますと1,580万2,000円ということになっております。

○副委員長（茶屋 隆君） ふれあいセンター所長、川原木純二君。

○健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 5目のふれあいセンター運営費の工事費でございますけれども、当初介護会計のほうで特殊浴槽を更新するということで予算計上しておりました。今までのやつだと介護士に負担がかかるということで、今回車椅子を乗せた状態でスライドして浴槽に入れるというような浴槽を想定しておりました。そうしましたところ、ふれあいセンターの風呂場に100ボルトの電源しか通っておりませんでした。当初で調べて計上すればよかったですのですが、今回購入しようとしているのが200ボルトの電源が必要なことから、200ボルトの配線工事をお願いしたいということで計上しました。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） では、3款民生費について説明ありましたけれども、質疑に入りたいと思います。

中村委員。

○2番（中村正志君） 私資料をお願いしていたので、いきいき岩手結婚サポートセンター運営費に関しては負担金を払うだけだと思うのですが、これについて軽米町から2人登録されているというような話もありましたけれども、軽米町自体の窓口業務とか、そういうふうな形で軽米町としての業務といたしますか、何かこれにかかわってどのような仕事をされているのかなというふうなことを1つ。

あと、臨時福祉給付金のことで午前中ご説明いただきましたけれども、具体的に3万円の分の給付金ですけれども、これの対象者が①の対象者であってというのが上のほうですよね。平成28年度の住民税非課税者であって、65歳未満の障害・遺族基礎年金受給者に加算支給ということは、これ平成27年度に何か結構3万円もらったという人がいっぱいいたわけですが、それと同じことなんでしょうか。それとも、この3万円もらうための要件というのをもう少し。平成27年度の分でもいいのですけれども、平成27年度でやったのと平成28年度で今やろうとしているのと違うものなのですか。そこをちょっと。

○副委員長（茶屋 隆君） 於本健康福祉課長……暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） では、再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 結婚サポートセンターの関係は健康福祉課ということで伺っておりますが、相談等あればまず対応するというところで、特段相談もなくっております。

続きまして、平成27年と平成28年の臨時福祉給付金のことなのですが、

今やっています、5月27日から7月27日まで受け付けながら支給しております。この給付金は、65歳以上の方で1人3万円ということでやっています。平成28年度のは、秋に国の事業決定等を待ちまして実施していくわけなのですが、1人3,000円、これもやっぱり同じく65歳以上で住民税等の非課税の方、もしくは扶養者で扶養している人が課税になっている方の老人等は除くのですけれども、加えてもう一つ、平成28年は障害者とか遺族基礎年金をもらっている方に対しては3,000円に3万円を追加するというものでございます。どっちみち数字はまだ見込みでございまして、平成28年度のは昨年中、平成27年度の所得、今町県民税の切符出ていると思いますが、そのデータを使いながら、また対象者と思われる方にお知らせしながら給付していくと、そういうことでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） ということは、①、②の部分については新しい事業だということで、私が思っていた3万円もらえないというのは、当初で予算化してやっているのだということですよ、5月から。今65歳以上でどうのこうのと言いましたけれども、その辺のところもう少し詳しく説明いただけませんか。こういう人ならもらえて、こういう人はもらえないよと。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○健康福祉課長（於本一則君） 平成27年度の方は、昨年度の平成27年度の補正予算で計上して、全額繰り越しまして平成28年度の中から執行しているものでございます。軽米町は5月27日から受け付けたということで、来月27日まで申請を受け付けるということでやっております。それで、5月末時点では大体8割方交付したものと聞いております。ちょっと今資料見当たらないのですが。

それから、平成28年はこれまた別なのですけれども、同じ名前なのですけれども、平成25年から始まっているようございまして、毎年臨時福祉の給付金ということで……平成26年からですね。平成26年度、平成27年度、それから今払っているのが平成27年度の繰り越し、この補正の計上は平成28年度分ということでございます。金額が違います。今5月7月でやっているのが1人3万円で、先ほど申しましたように平成28年度のやつは1人3,000円と、障害者等には、160人一応見込んでいますが、この方にはまた1人3万円。要するに65歳以上の方で住民税が非課税の方、非課税だけれども今度その方を扶養している息子とか、娘とかが配偶者の方がいると思うのですけれども、その方が非課税の方はいいのですが、住民税、町県民税等課税になっている方は除くということ、大まかに言えばそういう方が対象ということです。自分は所得なくて払っていなくても、例えば私のおふくろを私が扶養するわけですが、私が住民税払っていると、うちのおふくろ

は 80 歳になっても該当にならないと、そういうことでございます。基本的には 65 歳以上で住民税が非課税の方と認識すれば。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 大丈夫ですか、わかりますか。

○2 番（中村正志君） 何ぼでも税金払っていけばだめだと。

○副委員長（茶屋 隆君） あとございませんか。

○2 番（中村正志君） では、もう一つ。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2 番（中村正志君） 予算のほうではないのですけれども、健康福祉課がまた分裂するということが今回は広報にも載って、説明を町民にしているようではございますけれども、このことはこれでいいのですけれども、多分また課長が苦勞なさるのではないかなと。前にもそういうことがあって一緒になって、またこういうふうになったと。やはりこれは課の設定そのものに問題があるのかなという気がするのですけれども、前々から私もグループ制の話もしていたのですけれども、こういうふうな事態になる際に課の再編というふうな部分の議論はなかったのか。総務課長でもいいのですけれども。

○副委員長（茶屋 隆君） では、日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） ご指摘のとおりだと思っております。グループ制の検証も含めて、機構改革を平成 28 年中に実施、検討してまいりたいと思っておりますが、申しわけございません、私の能力的なものなのではないでしょうか、なかなかとっつけなくているのが現状でございます。

○2 番（中村正志君） 平成 28 年度中にやるのであればいいです。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、では 6 款農林水産業費、産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） それでは、10 ページの 6 款農林水産業費、2 項林業費、4 目の雪谷川ダムフォリストパーク・軽米管理運営費ということで、説明欄に書いてありますけれども、不法投棄がありまして、投棄の場所は軽米から米田に向かって、ダムのほうに向かっていきますけれども、ダムの入り口左に曲がって、また大きく左に曲がりますけれども、その場所から大体 150 メートルぐらいに沢があるので、ちょうど沢があってヒューム管があるのですが、その左側のほうに、大体 20 メートルか 30 メートル下のほうなのですが、そこに建物の廃材を恐らく投げられたのではないかなと思ひまして、それがありまして、投棄の回収費用といたしますか、その処分委託料が出たものですから、それを見積もりを一応とりまし

て、13万9,000円の計上になっております。それが4目の雪谷川ダムフォリストパーク・軽米管理運営費の補正、13万9,000円となっております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 今説明ありましたけれども、質疑に入りたいと思いますけれども、何かあれば。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） それは想定しているのは、建設廃材と今説明ありましたけれども、そうすると今の場所、まだ私の頭の中にはぱっとこないのですが、ダムサイトではなく、道路脇とか沢なのか。それが1カ所ということなのか、全体にダムの周りとかいろんなところの不法投棄を、ある意味では流れ着いたやつも含めて、そういう散在しているやつの処理も含まれているのか、1カ所分なのか。その辺を確認したいのですけれども。

○副委員長（茶屋 隆君） 高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 場所につきましては1カ所です。町道でもないし、町道敷でもないし、ダムの湖畔でもないということで、どこで処理するのが適当なのかなということでご相談をしましたけれども、まずうちのほうでフォリストパークを管理していますので、うちのほうで管理すると。ごみの状況ですが、恐らく1トン車か2トン車で投げられたような感じの状況です。町道でもないし、河川敷でもないし、沢があって、町道があって、ヒューム管が横断しているわけですが、そのヒューム管の横断しているところにまとまって投げられていましたので、それはあくまでも不法投棄ですから、産業廃棄物になってしまいますので、正規なルートにのせないとだめだということで予算計上をお願いしたところでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 1つは、不法投棄と言われるようなのはダムではないところとか、前にも言ったのですけれども、道路脇に結構あるところはあるのですが、今の場合みたいに建設廃材みたいなのは不法投棄として処理する場合、例えば13万円、14万円近くかかるわけですが、不法投棄をした人について誰か被害届とか、それを追跡するとかということはないのかどうかというのが1つです。

それからもう一つは、また別な観点ですが、ダムの中にも冷蔵庫が浮かんでいたり、いろんなものがありますし、これからのフォリストパークの公園管理という意味で、今1カ所の建設廃材の不法投棄ではなく、全体的に流れ着いたり、異物が公園内にあるものを点検して回収するとかということも必要ではないかと思いますが、そういう計画はあるのかどうか。

もう一つは、ダム管理の関係で前にも何回も言ったこと一応ありますけれども、今毎日のようにバス釣りの関係でボートが3台、4台ぐらい入っています。あそこ

で例えば転落事故が起きたりなんかした場合、ダム管理者の、これは産業振興課ではなくて、今度は地域整備課なのかもしれませんけれども、看板がついて、ここではボートはだめですよという印はついていますが、公然と、役場のほうでもちゃんと把握していると思うのですけれども、そういうバス釣りの人たちのゴムボートがもう日常化していることに対して、やっぱり事故なんか起きたら管理責任というのでも出てくるのではないかなと思うのですが、きちっと対応する考えはないのかどうかについてもお伺いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） そうすれば3点ありますけれども、よろしいですか。

産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 被害届の件ですけれども、現状実は見てきましたけれども、特定できるようなものが現場から発見できなかったのが現状でございます。

2点目ですけれども、ダムサイトの中にある、ダムのほうでも実は不法投棄というか、処理分の予算は取っていましたけれども、この分を使ってしまうとほかの部分がなくなりますので、申しわけないのですけれども、ダムのほうでは出せませんということの回答を得ております。やっぱり同じように、委員ご指摘のようにそういう向きがございますので、一応限られた予算の中でお金絡みなものですから、その予算の中で処理できるものは処理するようにしております。

それから、ダムの管理のバス釣り、以前にもお話がありましたけれども、それで指摘もありましたし、県のほうからも要請があって、ここではボートで釣りをしないでくださいという看板はつけましたけれども、基本的に水面の使用は自由になっていますけれども、上域までだめですよということで看板はつけてありますし、職員が行ったときには気をつけてくださいという話はしていますが、それを毎日やるというのはちょっと今のところ難しいのかなとは思っていましたが。管理責任をきちんと、そのとおりですけれども、本来はボートを浮かべてやっていただきたいのが心情でございます。一番おっかないのは、一人で来ている方もありますので、そういう方が見えたときにはやめてくださいと、岸に戻ってくださいと、危険で危ないですからという、そういう注意はしていますけれども、我々にも時間がありますので、限られた時間の中ではできるのですが、計画的に管理については今のところできないのが現状ですし、バス釣りにつきましては西部漁業協同組合の方々ともお話しして、バスの駆除とかそういう話も一緒にやったりもしていますけれども、そちらのほうの方にもこちらのほうから、またダムの管理のほうからも要請して、お願いしていけるものだと思います。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 2級河川で、ダムの状況で、そこにボートを入れてはだめ、

禁止ということは、自治体として何か例えば、2級河川の場合は県の管理なものですからあれですけれども、そういうお願いしてやめさせてもらうという以外に方法は。禁止という形ではどこでも持っていないのかどうか。そういうことが条例とかいろんな形では県のあれだけども、できないのかどうか。その辺お願いという形で、禁止ということが例えば法律上というか、いろんな意味で何か対応する方策がないのかどうかというのを検討したことはありますでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 以前も同じような質問を受けまして、県の方々あるいは管理する方にお伺いしましたけれども、お願いはできますけれども、禁止という法的上の縛りはないという話はその当時、かなり前ですけれども、四、五年、もっと前かな。そのときはそういう回答を得ていました。お願いするしかないのかなという考え方で、こちらのほうは対応していました。今また法律上変わったものがあれば、調査してみないとわかりませんので、その辺に関してはもう少し調べてみたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） それでは、何か方策がないかという、法的なことでの検討とか調査もお願いします。それから、さっきの不法投棄もダムのほうでも予算がなくとかというあれですけれども、町長のほうにはダムとか公園内の異物というか、投棄されたものの、前にはシルバーとかなんかでやった部分があるようですけれども、ダムの周りとかというのはやっぱり危険な場所もあるかもしれませんけれども、ぜひ予算化をしていただきたいという要望をしておきたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 要望でよろしいですか。

○12番（古館機智男君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） では、要望ということでよろしくお願ひいたします。

あと、6款農林水産業費に対する質問は。ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、7款商工費、では産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） それでは、7款の商工費に入らせていただきますが、7款の商工費の部分の2目の観光費につきましては、午前中、歳入の関連で歳出の概要、内容については説明しましたので、項目と金額だけの説明にさせていただきます。

説明に入る前に、手元の資料ですけれども、軽米町議会定例会資料ナンバー7、産業振興課です。これについてご説明申し上げます。読み上げます。交流駅事業先進地視察に係る研修計画についてということで、趣旨は（仮称）かるまい交流駅の整備に向け、類似施設の整備を行った市町村等から検討組織、設備内容の根拠、町

民の声反映時期及び方法、町民への公表の時期及び方法、計画立案に至る問題点、課題点等を聴取し、今後の交流駅基本計画立案のための参考とするものです。時期ですけれども、補正予算承認から8月末をめどにしております。参加者ですが、副町長初め産業振興課の担当者、軽米町商工会等を考えております。視察先ですけれども、現在のところは未定ですが、紫波町のオガールプラザ等を考えております。

5番のその他ですけれども、交流駅の整備に当たり、経済産業省所管の補助事業である地域まちなか商業活性化支援事業の活用可否が、建設計画でもそうですけれども、町の財政状況を大きく左右することが考えられます。当該事業は、自立促進調査分析事業の結果等の一定のデータを踏まえて行う自立促進支援事業（地域住民のニーズ等に適合した商店街等の中長期的な発展等に期する事業に対し、上限2億円、対象事業費の3分の2以内の支援）で、平成29年度以降の事業継続が未定であることから、所管する仙台市ですけれども、東北経済産業局との綿密な連絡調整を図っていくことが必要であると考えまして、先進地視察とあわせて、今回補正の旅費に計上しております。

続きまして、資料ナンバー9になりますけれども、3目の観光費の中の19節の負担金、補助及び交付金で50万円ほど軽米町観光協会補助金ということで予算上げていますけれども、冬のイベントということでイルミネーション、当初予算でも上げましたけれども、査定等で削られた部分もあって、現在県の地域経営推進費のほうに手挙げをして、2分の1の補助がもらえればラッキーかなということで事業を見直しして、やっぱりイルミネーションが足りないのではないかとということで、このような資料にありますようなイルミネーションを5組、大体50万円程度予定しております。結構高いものだなと思っていました。

予算書のほうに入らせていただきます。10ページになりますが、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費になります。報償費としまして交流駅事業先進地視察等謝礼金として2万円、旅費としまして費用弁償が4万3,000円、普通旅費が5万6,000円です。先ほどもお話ししましたがけれども、仙台あるいは経済産業省のほうの旅費となっております。それと、消耗品ですが、事務に係る消耗品等2万円と見ております。12節の役務費になりますけれども、12節の役務費につきましては物産交流館の広告料と看板制作手数料、これは前に総務課長がおっしゃったように総務課と一緒にやるものですがけれども、物産交流館の看板がないという指摘がありましたので、同じような考え方で広告料として3万7,000円、看板制作手数料3万9,000円、いずれも東北電力のほうに添架するものですから、そちらのほうから見積もりをもらっております。使用料及び賃借料につきましては、交流事業にかかわる高速道路使用料、駐車場使用料でございます。

観光費につきましては、旅費として6万8,000円、委託料としまして844

万8,000円、内容は軽米町観光・防災Wi-Fiステーション整備事業設計監理業務委託料でございます。工事請負費は3,574万6,000円、同じく軽米町観光・防災Wi-Fiステーション整備工事費となっております。19節の負担金、補助及び交付金につきましては、イルミネーションの分ですけれども、軽米町観光協会補助金で50万円予定しております。なお、県の経営推進費につきましては、これから計画書を上げて、交付がまだ決定していませんので、決定になり次第上げたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） では、説明ありましたけれども、質疑ありますでしょうか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 交流駅に関しては私も一般質問でもお話しさせていただいて、疑問点もまだ残ってはいるのですけれども、今回のこの補正の中身で私が思ったのとちょっと違うなと思っていたのですけれども、先日の一般質問で答弁いただいた内容であれば、調整役的な部分は産業振興課がするのだけれども、全庁でやるのだということで、そういうお話をされておりました。これを見て（仮称）かるまい交流駅、多目的交流施設、図書館、公民館等というふうにして、これから町として施設整備をしようとしているのかなというふうにご文章を見れば感じるわけですけれども、だから私は初めこの補正見たときには、お土産品だけしかついていなかったの、ただ行くのは産業振興課だけでなく関係する課の職員もみんな行くのかなというふうに思ったところ、副町長と産業振興課の担当者と軽米町商工会だけが参加すると。何か話ししているのと実際やろうとしているのがいまいち一致しないなというふうを感じるわけですけれども、産業振興課の担当者等が行って図書館、公民館等も行って見て、計画を立てようとしているのかがちょっと納得できない部分があったりして。その下の補助事業等の関係を見ると、多分商工会でやった調査報告書の内容そのものが経済産業省の補助事業でやっているから、それをもとにして施設整備すれば、これが補助対象になるのだというふうな文章なのかなというふうに私感じているのですけれども、それがそうなのかもひとつ確認して。これ見ると、中身がもう限定されたものだけしか見えていないような気がするのですけれども、視察先がオガールプラザというふうな想定もしているから、そこは私たち議員も昨年視察してきているわけですけれども、図書館等もあるし、いろんな役場までできたりして、住宅団地までできたり、本当にモデルの施設だなというふうには感じてはいるのですけれども、そことやろうとしているのがいまいち一致していないような気がするのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 中村委員おっしゃるとおりだと思います。調整役という

ことで私どものほうでやっていますけれども、町として全庁的に取り組むのだということに向かっております。

旅費の内訳ですけれども、まず基本的なスタンスとして場所が決まらないうちは基本計画も立てれないのかなど、それを確定してから基本計画をつくるべきだと思っていました。基本計画をつくる場合には、担当の業者が決まりましたら一緒に入っていただいて、町民の意見も聞いていただいて、基本計画のたたき台といいますか、そういうやつをつくっていけばいいのかなどと思っていました。その際に、まず一応ある程度の最善地はどうかというの資料ではそろえていますし、私もオガールには行ったことありますけれども、その辺の内容等をちょっと担当者等から直接お聞きもしたいなと思って旅費を計上しております。

あとは、補助事業の話ですけれども、補助事業につきましては今委員がおっしゃったとおり、経済産業省の事業を得るためには計画書がないとだめだということ、ただし事業実施主体は商工会になると思われま。そこでありますが、ただ平成28年度までは事業があったのですけれども、応募のほうはもう終わっていますので、平成28年度同様な事業があるのかどうかという情報等も取り入れながら、商工会実施中心にぎわい施設、それからもう一つ考えているのは図書館なり公民館なり、一応複合施設を考えているのですが、それらをどういうふうにしてマッチングしたらいいかということは、国の担当者からも聞かないと資料として出せないということと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 苦しい立場であって大変だとは思いますが、ただ今のお話の中で場所が決まらなと基本計画がつかれないという言い方、果たしてそうなのでしょうか。どういう施設をやらうとしているのかによって、場所がこういう広さが必要だということになるのかなという気がするのですけれども、だから今、旧馬検場跡地のことについては、それはそれで進めて、だから並行していくべきではないのかなと。そこはそこで、当然軽米の町として取得するということは非常にいいことだと思うのです。そこだからそこに建てるための施設をつくるという考え方はどうなのかなと。ではなく、そこはそこで持つ、でも今は交流駅というのも、何か商工会館的な部分の予想は今の話だとするなと、それにあわせて図書館、公民館というふうな。でも、当初は交通ターミナル等も含めてというふうなことの答弁もあったわけですけれども、だからいろんなことが想定されているわけです、町民の方々も。だから、その辺のところをカバーできる場所というふうなので、ちょっと議論が今あるのかなという気がするわけですけれども、その辺のところをまとめる必要があるのかなという気がしているのですけれども。きのうの答弁の中では、町

民に対する理解については百人委員会でもう十分理解してもらったというふうな答弁をされていましたが、そういうふうな言い方はちょっとおかしいのではないかなと私は思いました。なぜならば、1月に百人委員会の部会ごとにそれぞれ問題提起して、意見を聞いたようですけれども、3つか4つの部会はいろいろ議論があったと、あと残った2つの部会も提案どおりそれで異議なしというふうなのがあったような気がしました。そこはそこでいいのですけれども、まだほかのほうでいろいろ議論があったし、全体会の中で百人委員会の委員の中からちょっと施設としては場所が果たしてそれでいいのかなというふうな疑問の意見もあったというのを私たちも行ったとき聞いているわけです。だから、そういうふうな中で町民の理解はもう終わっているのだというふうな結論はいかがかなというふうな感じもしているわけですので、その辺も含めてもう一度何かいろいろと協議する必要があるのかなという気がいたしますけれども、この件については町長からお伺いできればと思いますけれども。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 場所につきましては百人委員会でもいろいろ議論いただきましたし、私もいろんな場所で挨拶の中でも町民には問うてきたつもりでございますが、先般も鑑定料を提示する段階でも議員の皆さん方にもお話し申し上げながらご了解得たわけでございますから、そこら辺の一定のご理解はいただいているものかなと思っております。そういうことで、私は場所に関しては今の場所で進めて、今課長のほうは場所が決まらないと建物もというような答弁でございましたけれども、まず場所を確定して、その中できちっとまたその場所を参考にしまして、見て、その中でまた交流駅、それから図書館、そしてまた文化施設等の建物をきちっと配置できるような形で検討してみたいと。きちっとまた場所が決まり次第、検討委員会は組織してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） いいです。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 中村委員と同趣旨というような観点から、この研修計画についてお伺いしたいと思うのですけれども、交流駅の関係で公民館、図書館等というのは、軽米町の芸術文化の中核的な施設を備えたものという表現がありました、たしか。ちょっと違うかもしれませんが、大体そういうことが。とすれば、各課と調整するということもあるかもしれませんが、芸術文化の中核的な施設だったら、社会教育の関係も研修視察に入っていないとやっぱりおかしいのではないかなと。文化施設、それが特にも軽米町のこれからも1回建てたらなかなかという中核

施設だと思うので、その辺で教育委員会が入っていないのはどうしてなのかというのが1つと。

それから、この前の一般質問等聞いていると、当初にはあったピヨピヨ広場みたいな子供の環境のやつは、一切もう論議出てこなかった、質問の中でも答弁の中にも出てこなかったもので、今の場合も等のほうに入っているかもしれませんがけれども、結構要素としては私は大きな要素を、交流駅という性質からいっても、それから今のピヨピヨの場所が老朽化しているということもありまして、当初はそういう話あったのですが、計画の中に今確定的ではないかもしれませんがけれども、基本的な構想の中に子供のというか、ピヨピヨ広場みたいな、子供たちの集う場所というものの位置づけがどうなっているのか。そのことの2点についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） では、最初に課長からで。

○産業振興課長（高田和己君） 私の舌足らずな答弁で大変誤解を招きまして、申しわけありませんでした。場所については考えていないわけではなくて、町長がおっしゃったとおりで、今のところで考えています。具体的に進める場合に、概略ですか、基本的、あるいは考え方としてどのようなものがあるのかというのは、今古舘委員がおっしゃったとおりやっていますし、実はここの参加者のところで等というところで教育委員会を入れるかなと思っていたのですが、総務課もありますし、教育委員会もありますし、職員なので、等というところで勘弁してもらいたいと思っていました。申しわけございません。ということで、まず関係する部署の方は等に含んでという、これを制作した方から判断していただくようお願いしてみろということをおっしゃっていただきましたので、あえて削りましたということです。

○副委員長（茶屋 隆君） では次、あとは町長。

○町長（山本賢一君） 若い人から子育て世代から高齢者まで、全ての町民の方々が集う場所でございますから、当然そういったピヨピヨ広場的、あるいは児童クラブですか、そういった関係の部屋とか、それはもう十分検討いたします。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。商工費についてありますか。

〔何事か言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） まだありそうですので、ちょこっと休憩して、その後また終わってからということで。

では、20分まで休憩したいと思いますので、休憩します。

午後 2時08分 休憩

—————
午後 2時19分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、再開いたします。

7 款商工費について質疑ありますか。

中村委員。

○2 番（中村正志君） イルミネーションの補助金の増額やっているようですけれども、何かこれをハイキューフォトロケーション事業をやるのは、場所は物産館でしたよね。場所違いましたか。そこ確認したい。

○副委員長（茶屋 隆君） 高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） かるまい冬灯り&ハイキューフォトロケーション、場所は向川原の防災センターで考えていますし、このイルミネーション、大変申しわけありません、9万6,000円掛ける5掛ける1.08になれば50万円楽に超えますけれども、このようなものというイメージということで、参考資料としてご提示しております。物産交流館の木がありますし、森があります。その辺もやればいかなと思っていますけれども、何せ物が高いものですから……

〔「防災センター。一応ね」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 申しわけございません。で考えていました。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2 番（中村正志君） 物産館でなければいいです。

○副委員長（茶屋 隆君） あと商工費。

古館委員。

○1 2 番（古館機智男君） 観光防災ワイファイの関係でちょっとお伺いしたいと思います。ちょっとネットで見ましたけれども、こういうシステムをやっている京セラとかいろんなのがあって、これから入札をするという、もちろんのことなのですけれども、それなりの特徴があるみたいです。国の補助事業があるからその仕事を取ろうという企業がいっぱいあると思うのですが、そういう入札の業者というか、メーカーになるのか、代理店になるのかわかりませんが、想定しているのがありましたら何社ぐらいと思っているのか。

それから、今の軽米の方式である……方式というのは基本的なそれぞれの観光防災という形で、国の補助事業に対応したものでつくっているようですけれども、京セラのやつなんかは場所に置くのではなくて、可搬式というか、移動して、行事のところに持っていけるような形のやつもあるのですけれども、そういうのは想定しているのかしていないのか、入札をいつごろやろうとしているのかお聞きしたいなと。

○副委員長（茶屋 隆君） 高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 済みません、ちょっと休憩いただきたい。

○副委員長（茶屋 隆君） では、休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時23分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） では、再開します。

高田産業振興課長。

○産業振興課長（高田和己君） 工事のほうですけれども、今のところ指名競争入札を考えていまして、3社から5社程度と考えております。可搬式のお話ですけれども、今回の申請に当たりまして、国では可搬式は認められていないそうです。どこに持って行っても使われてしまうからという理由だそうです。時期的には、6月の今の議会で予算が可決になれば、7月いっぱいぐらいに設計ができ上がれば、8月ぐらいをめどに工事のほうを発注したいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では商工費、これで打ち切って、8款土木費に入りたいと思います。

地域整備課長、新井田一徳君、説明をお願いします。

○地域整備課長（新井田一徳君） よろしくをお願いします。座って説明させていただきます。

それでは、予算書11ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、道路橋梁総務費120万円、法定外公共物譲与申請業務委託料として補正しようとするものでございます。

議会資料ナンバー10、お手元にあると思いますが、それについてご説明を申し上げます。地方分権一括法によります譲与の対象となった法定外公共物、いわゆる赤線、青線という部分なのですが、それについて平成16年に国へ譲与申請し、譲与を受けたところでありましたが、今回山内地区のメガソーラー事業実施に伴いまして、土地の境界確認の立会を実施しました結果、開発区域である軽米第22地割、それから第23地割、これは君成田地区と山田地区なのですが、その中の法定外公共物の所有権が移転されていないことが確認されましたことから、今回譲与申請業務委託料の補正予算を計上したものでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

次は道路新設改良費ということで、土木設計積算システムサポート委託料としまして45万4,000円を補正しようとするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明がありましたけれども、質疑ありますでしょうか。

中村委員。

- 2番（中村正志君） 私が資料要求しましたがけれども、予算書はこういうふうなことだと。地方分権によって何か町でやらなければならないということの処理だというふうなことだけれども、法定外、例えば具体的にこういうことでこういうことをやるのだとかというふうな説明いただけませんか。
- 副委員長（茶屋 隆君） 新井田地域整備課長。
- 地域整備課長（新井田一徳君） まず、ふだん皆さんの会話の中で赤線とか青線とかっていう話が出るのですが、そういった赤線というのは、いわゆる町道とか県道、国道、道路法に沿ったものではない、例えば昔からあった山道路とか川沿いの道路とか、そういった道路、それから準用河川とか大きな川ではない、沢みみたいな、水路みみたいな部分、昔から流れている、そういった部分を青線という。そういった赤線、青線の部分、それを先ほど地方分権一括法という言い方をしましたが、これは地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律という長い法律なのですが、それを簡単に地方分権一括法ということで、もともとは国が管理して、国の所有物だったわけなのですが、それを一括無償でもって各市町村に提供します、そして市町村で管理してくださいというふうなことの法律がこの地方分権一括法なのです。それを国のほうから平成16年に軽米町でもらっておりますというか、こちらから申請を出して、それで国のほうから無償で提供してもらっていると。ただ、もらったのだけれども、先ほど話ししました軽米第22地割と軽米第23地割ですか、その部分の今言った赤線とか青線とか、沼とかそういった部分をもらっていなかったということで、それが今回わかって、その部分を今国のほうに申請して、いただきましようということでもって、その申請業務の委託料をお願いするものでございます。
- 副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。
- 2番（中村正志君） いいです、はい。
- 副委員長（茶屋 隆君） あと、古館委員。
- 12番（古館機智男君） そうすれば、今たまたまそれこそ西ソーラーとかその関係でそれが明らかになってきたわけですがけれども、これから東とか尊坊とかいろんな形で赤線、青線で出てくる可能性というのはあるわけですよ。昔、譲渡を受ける段階のときにはよく確認できないでいて、実際に測量したり、いろんな貸すとかなんかという段階でわかったということだと思っておりますが、そうすればこれからもいっぱい出てくる可能性がまずあると思っておりますが、そういう可能性は、これは特殊ケースでまずないだろうということなのか、その辺をどういうふうに判断しているか。
- 副委員長（茶屋 隆君） 新井田地域整備課長。
- 地域整備課長（新井田一徳君） その点につきましては、今の状況から見ますとこれ以上はないであろうというふうに感じてはおります。まず、これが何年か後にまたぼ

ろっとというか、出てくる可能性も捨て切れない部分もございますが、ただ今現在としましては、まずこれで全部というふうな認識のもとに今進めてございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 何も追及しようというものではないです。実際に地方分権一括法というものの中の一部が青線、赤線の譲渡の問題で、すごく地形が変わったり、昭和30年代、高度成長が増えて山やったりして変わってしまっている部分がいっぱいあって、今回の場合はそれが抜けていたという原因は何だったのですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 新井田地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほどのご説明と同じような回答になるのですが、山内地区のメガソーラー事業が実施されているのですが、それとの土地の境界確認の立ち会いをしたのですが、そのときに開発区域である軽米第22地割、いわゆる君成田地区、それとその隣、軽米第23地割地区、山田、そういった部分の軽米第22地割、第23地割の法定外公共物、今言った沢とかそういうもの、それが法定公共物の所有権が移転されていなかったというのがわかったと……

〔何事か言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 追及するとかそういうものではないのですけれども、そういう可能性が町内にやっぱりあるのではないかなという。ここは特殊な例で、全然ほかは大丈夫だという、では特殊だという例を何で特殊だということのかということに私は聞いているのです。

○副委員長（茶屋 隆君） 新井田地域整備課長、質問の趣旨をちゃんとわきまえてお答えください。

休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時37分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） では、再開します。

地域整備課長、新井田君。

○地域整備課長（新井田一徳君） こういったある部分の法定外の所有権の移転がなされていないというような部分につきましては、この件に限らず、可能性はあるということでございます。いずれ図面調べながら、精査してまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

あと、土木費なければ、次10款の教育費に入りたいと思います。

佐々木教育次長、説明をお願いします。

○教育次長（佐々木 久君） 10款教育費のご説明を申し上げます。

11ページなのですが、事務局費の職員手当等につきましては、議案第4号、特別職の給与改定に伴うものでございます。

続きまして12ページ、中学校費なのですが、教育振興費の消耗品5万円、印刷製本費25万円、通信運搬費2万円につきましては、軽米中学校がこちらの学校公開の年に当たりまして、学校公開に当たってのいろんな消耗品とか、あと研究テーマの印刷費、通信運搬費等でございます。これは例年当初予算で取っておりましたのですが、ことしちょっと取り損なっておりましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、社会教育費につきましては資料要求がございましたので、そちらでご説明したいと思います。10款教育費、6項保健体育費、体育施設費でございますけれども、27万円の修繕料でございますが、町営運動場のテニスコートの奥のほうに子供用の野球場がございますが、その照明の配電盤がちょっと老朽化して、ぐあいが悪いということで修理をお願いするものでございます。

資料ナンバーの11番でご説明したいと思います。よろしいでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） はい、どうぞ。

○教育次長（佐々木 久君） 軽米町生涯学習30周年記念よさこいソーラン交流発表会という仮称で出しました。開催日時でございますが、8月28日、日曜日にして、開演時間は6時ごろとなっておりますが、まだ具体的に詰めておりませんので、夕方ごろ開催したいと思っております。場所は軽米中学校の体育館になっております。内容でございますが、今広く住民の方々に町内にも3団体ほどありますし、中学校でも体育祭で発表しているということで、よさこいソーランを題材にいたしまして、住民の皆様が広く参加できるイベントを30周年を記念して行いたいと思っております。内容といたしましては、伊藤多喜雄さんのバンドがありますけれども、そのステージ発表、あとは町内団体によるソーランの競演、町内の方々からも演舞していただきながら交流をしていただきたいと思います。中学校につきましては、この後交渉したいと思っております。

予算でございますが、出演料が50万円、町内団体の謝礼が6万円、ポスター等が3万円の印刷費、音響照明等の委託料が22万7,000円、あとちょっと電気不足というか、発電機が2万7,000円、合計で84万4,000円となっております。

伊藤多喜雄さんのプロフィールを載せておきましたが、稚内南中学校にソーランの演舞するのがあるのですが、それをプロデュースしたということで、それが全国の学校に広まりまして、金八先生とかでも取り上げたという方でございます。紅白

歌合戦にも2回ほど出演したという経歴の持ち主でございます。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） では、説明ありましたがけれども、質疑に入りたいと思います。質疑ありますでしょうか。

中村委員。

○2番（中村正志君） よさこいソーランの交流発表会については、私も一般質問でも30周年記念事業ということについてお話ししたのですけれども、何かあのときの答弁のときの内容とイメージがちょっと違うなと思って。あのときは、何か軽米中学校が主体になってやるのかなというふうに私はイメージしていたのですけれども、これ見ると逆だなと思っているのですけれども、まず1つは主催はどこなのか。また、これをやろうとした経過というのはどういうふうな経過を踏まえてこの事業が生まれてきたのかということをお伺いしたいと。

もう一つは、町営運動場の運動広場の照明盤の修繕があるわけですが、昨年度から社会教育施設のスポ少とか学校関係が使う場合の施設使用料、そういうふうな部分は全て減免であると、無料で使わせてますよというふうなことになっているのですけれども、何かただになっていきなり今度修繕しなければならないというふうな、ちょっと余り合わないような気がするのですけれども。当然そういう施設等については使用料を幾らか負担していただきながら、こういうふうな事態、修繕等が生じた場合にそれを充てようというのが通常の考え方なのかなというふうに思っていたわけですが、これはこれでやらなければならないというふうなことは、それでいいのですけれども、百人委員会の中でいろいろな意見を出して、回答をちょっと見せてもらっていたのですけれども、修繕関係等については計画的に実施していきますよというふうなのが、全てこういうふうなところに順次やるというふうな回答しているのですけれども、これが計画的なあれだったのかなというふうなことをひとつお聞きしたいのですけれども。

あともう一つ、その現状ですが、私もテニスコートと隣り合わせですので、いつも行っているのですけれども、あそこに照明が6基あって、今5基使われています。そのうちの2基はテニスコートの1コートと6コートのところの脇に立っています。それが全て野球場側に向いています。ですから、あそこをつけてもテニスコートは一切明るくならないというふうな現状です。だから、全然テニスコートでは1コートでも6コートでも幾らか光が当たれば幾らかは利用できるのかなというふうに父兄のほうでも思っている人たちがいっぱいいるのですけれども、それができないと。その辺のところを少し現状を把握した上で、今せっかく使用料も減免になったようですので、野球場でつければテニスコートでも使えるような状況に、電気のライトの向きをテニスコートにも向けて、どうせ野球場には相当遠いのです

で、それがどれだけ野球場のほうに行っているかどうかわかりませんが、野球場だけのものではないというふうな認識も持っていたら、そういうふうな形で両方で一緒に使えるのかなというふうな気がしますので、その辺もまず検討いただきたい。これについては検討いただくことでいいのですけれども、よさこいソーランの部分とそれぞれ修繕関係、計画的な部分の一環なのかを質問したいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 当初、3月議会のときに30周年ということでお話がありました。30周年を記念して何かしら企画したいと思っていましたところ、野田村のほうでお祭りのときですか、そのときに伊藤多喜雄さんという方が毎年いらっしゃっているということをお聞きしたということでした、町内でもいろんな団体でも取り組んでおりますし、町民参加型のイベントができるということをお願いしようということで、今回企画させていただきました。そういうことをお願いしたいと思います。

あと、修繕のほうなのですが、今回の場合は突発的な修繕と担当からは聞いております。ふぐあいがあって直すということですので、前から計画したというものではございません。いずれ、どこをいつどう直すという確約というか、そういうのはできませんけれども、計画的に適切な修繕あるいは整備を進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

〔何事か言う者あり〕

○教育次長（佐々木 久君） 主催は教育委員会になります。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） よさこいソーランの関係は30周年記念事業の一環だということで、当初は教育長が3月の答弁のときには10月には国体があるので、やるとしても10月以降だろうというふうなお話があったのですけれども、それがその前になったというのはちょっとわかりませんが、どういうふうな話し合いがなされているのかはいいとして、やるのだったら盛大にやっていただければなというふうに思います。

運動広場の照明の関係、あわせて元晴山中学校、今保育園になっていますね。その照明灯とか、旧小軽米中学校の照明がどの程度使われているのかわかりませんが、そういうふうなものの活用とか、例えば私3月といいますか、去年の12月の体育協会のほうからの要望の中で、テニスコートの照明が球が3つしかついていないと、通常は4灯ついているのですけれども、3つしかついていないので非常に暗いので、何とか1つずつ追加してもらえないのかというふうな、体育協会のほ

うから要望も出ささせていただいていましたけれども、そういうのがなかなかはかどらないようですし、もう少し真剣に体育施設の修繕等は、例えば町民体育館のカーテン等も含めて早急にやらなければ、優先順位を決めてやるべきではないのかなど。特にも町民体育館、今卓球が結構使っていると。卓球等では光が入るのは一番禁物なようですので、その辺も考慮しなければならないのではないかなという気がしますので、やらなければならないところはここだけではなく、結構あるのではないかなという気がしますので、その辺のところの現状を把握してやっていただければなと思いますので、よろしく願います。要望でいいです。

○副委員長（茶屋 隆君） 答弁はよろしいですか。

○2番（中村正志君） はい、いいです。

○副委員長（茶屋 隆君） では、そういうことで、あとございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第13号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） では、なければ議案第12号を終わって、議案第13号 平成28年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

ふれあいセンター所長、川原木君。

○健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） それでは、議案第13号の介護保険特別会計の補正予算について説明申し上げます。

歳入ですけれども、一般会計より14万1,000円をお願いするものでございます。

歳出ですが、現在マイクロバス、熊さんラーメンから寄附いただいた車でございますけれども、ことし8月車検が来るわけなのですが、これが平成16年8月に譲渡を受けておりますが、平成12年から10年間部品が使用されていないために、平成22年2月に部品等の販売を中止していたそうです。それで、今回エアコンとかそういう部分が故障しまして、4月に見ていただいたのですが、車検今回とれないよというようなことを言われまして、部品がないからとれないというようなことを言われまして、それで今回リース車両をお願いしたいということで、車検経費等を組み替えして、不足部分について一般会計よりお願いして、リース契約を結びたいということです。

あと、現在利用者が車椅子を利用する方が結構ふえてきて、マイクロバスは大きい道路しか回って歩けないのですが、車椅子がふえたことによって利用者のうちまで入っていくには不便で、結構マイクロバスを利用する方も減っております。そういう部分と車検とれないというのが一番の原因でございまして、今回リース、ワゴン車でございまして、お願いしたいということで9カ月分を計上しております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） では、説明終わりましたけれども、質疑ございませんか。ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第13号まで終わりました。

◎総括質疑

○副委員長（茶屋 隆君） では、議案第13号まで終わりましたので、総括的な部分で質問があれば。

〔「13件一括して」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、13件一括して聞き漏らした点、箇所等あれば受け付けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

なければ、委員長を交代して、私からちょこっとだけ。何か最後になったら、もうその辺聞けばと思っていましたけれども、忘れたようなこともありますので、ちょこっとだけよろしいでしょうか。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（松浦満雄君） 委員長を交代します。

○7番（茶屋 隆君） 委員長を交代していただいて、申しわけありません。

○委員長（松浦満雄君） それでは、茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 関連なのですけれども、補正予算、議案第12号ですけれども、直接予算には関係ないですけれども、雪谷川ダムフォリストパークということで、河川に関してですけれども、一応河川は雪谷川を守る会で管理して草刈りなんかやっていますけれども、それで中州とか、あと川のふちなんかには物すごく木がおがってきて、あと二、三年たてば切るのに、そこは管理はもしかすれば県かもしれませぬけれども、放っておけば水害でも起きれば物がひっかかるぐらい、今現時点で大きくなっていますけれども、その辺恐らくこの前雪谷川を守る会の総会もあったと思いますけれども、そういうふうな話も出ませんでしたか。これからどういうふうな対応をしていくのか。できれば今小さいから、今のうちならお金をかけないで処理できると思いますけれども、それは県の管轄かもしれませぬけれども、伐採する前に局地的な雨でも降れば物がひっかかる可能性もありますけれども、その辺の現状は把握されておりましたでしょうか。

〔「どこですか」と言う者あり〕

○7番（茶屋 隆君） 済みません、報国橋から下のほうが、元屋町の裏のあたりは中州があったりとか、あとは横井内のあたりはもう……何橋でしたっけ。

〔「日ノ戸橋」と言う者あり〕

- 7番（茶屋 隆君） 日ノ戸橋のあたりから、あの辺はもう川ぶちのあたりが物すごく木が大きくなっていますけれども、いかがですか。
- 委員長（松浦満雄君） 地域整備課長、新井田一徳君。
- 地域整備課長（新井田一徳君） ただいまの雪谷川の維持管理と申しますか、その部分で、川を守る会の総会が先月の末にございました。それで、まず今おっしゃった中州ができる話も出ましたし、それから小軽米の小学校と元中学校の間の下のほうも、それこそ結構大きな木が植わっているということで、そこにも限らず、今おっしゃった部分、いろんなところがございます。そういったことを川を守る会の総会に土木センターの道路管理課長も見えていまして、それは十分把握していますということで、いずれ軽米町は平成11年にもごみがふさがって、水かさがふえて水害があったと、そういった木が立っていれば当然ごみやなんかがひっかかって、またそういった事態に陥る、そういったことを考えておっしゃるのだと思いますと、それは重々承知していますと、県のほうでもそれに対しては積極的にという言葉は使ったかどうか、ちょっとあれなのですが、いずれ対応していきたいというお話をいただいております。ただ……

〔「本当に」と言う者あり〕

- 地域整備課長（新井田一徳君） その話はいただいております。皆さん、各行政区の区長さん方も出席して。いずれ役場のほうからも時あるごとにそういったお願いはこれまでもしてきましたし、これからもしていきたいなというふうに思っています。
- 委員長（松浦満雄君） 茶屋委員。
- 7番（茶屋 隆君） あと、本当にちっちゃいことで申しわけないのですが、直接言えばよかったけれども、行かないで今課長から聞きますけれども、通学路ですけれども、本町、農協のところから真っすぐ入って行って小学校のほうに抜ける通学路、松浦さんのところから荒田さんのところに行く、ちょこっと100メートルか七、八十メートルぐらいなのですけれども、そこが舗装になっているのですけれども、その舗装が壊れていて、物すごく段差が。道路と畑になっているのですけれども、軽なら通れますけれども、車は通れない。もしかすればあそこを子供が足踏み外せばけがをするのではないかなと思って、心配なところで、町民のその辺の方々が心配されておりましたけれども、1回見ていただいて、対応していただければと思っております。
- 委員長（松浦満雄君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（新井田一徳君） 今のところ、元の軽米葬儀社があったところに入って行って……
- 7番（茶屋 隆君） 畑というか、木村さんのたばこのあれがあるところ……
- 地域整備課長（新井田一徳君） いずれ現地のほう、現場のほうを見ながら、対応でき

る部分につきましてはしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） いいですか。まだ。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 軽米中学校ですけれども、街路灯が、私もこの前の夜、確認していたのですけれども、町民の方から、朝散歩していたらついていないと言われたのですけれども、そういうことはないですよ。夜中になれば切れるとか、そういった部分はないですか。

〔「どこ」と言う者あり〕

○7番（茶屋 隆君） 中学校の中でLEDつけた新しい街路灯ですけれども。今度朝行ってみようと思っても、なかなかやっぱり朝方の暗いときには行けなくて、夜の部分ではついていますが、朝散歩している方がついていないときがあったよと言われたのですけれども、それはいいのではないかなと言ったのですけれども、夜の分は確認していたのですけれども。

〔「時間が来れば切れる」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 学校の街灯なの。

○教育次長（佐々木 久君） 現場を確認して、済みません。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 雪谷川の河川敷の川の問題で、本当にこの前の水害は確かに昭和橋の橋脚が狭くて、それがまた頑丈で、それあふれて洪水になった。河川断面が倍以上になっています。私も今回の総会には行けなかったのですけれども、多自然型の川づくりというのはその当時から言われてきていたもので、自然が川をつくるということもありますけれども、そういう中で今ちょっと小軽米の小中学校も、あそこはすごく大きくなって、それこそ太くなってきているのですけれども、あの場合なんかも含めて、前から県に言っていて、県が責任を持つという形になると思います。軽米の雪谷川の関係では、そういう意味では自然に戻ってきて、本当に珍しい、バンというこの辺では繁殖しないやつが、今報国橋のあたりから軽米の真ん中で珍しい鳥が来ています。堀米さんも見て、俺が教えたら見たのですが、今雪谷川のカシオペア野鳥の会というのに私が入っていますけれども、軽米の川が本当にすごいねという話にもなっています。もちろん河道を妨げて洪水の危険があることだということになれば、当然のことながら対応しなければならないし、県がもちろん責任を持つことなのだと思いますし、そういう意味では多自然型の川をつくってきたという経過もありますし、切るとかなんとかというのは結構専門家の人たちの意見とかも含めて、県の河川の専門家も含めて対応していただきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 地域整備課長、今両方の意見が出たが、どうしますか。

○地域整備課長（新井田一徳君） まず、貴重な意見も出てきて、多自然型の川というこ

となのですけれども、古いつづりなんか見ると、確かに今の雪谷川の河川もあれも多自然型の川ということでまずつくられたものですので、いずれそういったことも県のほうにも話はして……

〔「どう話すの」と言う者あり〕

○地域整備課長（新井田一徳君） より多自然型に近い、自然型の川づくりという意味で、それを意識して。

○委員長（松浦満雄君） では次、茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 最後ですけれども、これは有害駆除ではなくてカラスなのですけれども、最近物すごく集団で飛んで歩いていますけれども、それがあつ一部のところに行って、駆除しなくてもいいかもしれませんけれども、すごくいっぱい来られて大変だということみたいですが、猟友会の方、散弾銃撃てばそのときはなくなるそうですけれども、何かカラスは賢くて、空気銃で撃つて、去年あたり100羽ぐらい駆除したというようなことを猟友会の方から聞きましたけれども、そういった部分で横井内の、要は多分ブロイラーがあると思いますので、そういうふうなのがあるのかなと思っていましたけれども、そういった部分は……

〔「産業振興課長だべ」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課長、中野武美君……

〔「主幹でもいいんじゃないかな」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） ただいまのご質問にお答えします。

有害鳥獣駆除につきましては町のほうで許可を出しております、その中にカラス何羽ということで出しております、年間幾らということで出しております。さらに、個別にどの地区に多発していますよという情報を寄せてくる方もおりますから、その場合には猟友会のほうに情報提供しまして、この地区で多発していますよということで猟友会に情報提供しております。そうすると、猟友会のほうではある程度計画的に駆除しておるので、その計画に従って来月行くとか、そういう当番を決めて駆除に当たっておりますので、猟友会とも連絡をとりながら対処してまいりたいと思います。

〔「町内いつやるの」と言う者あり〕

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） 町内とか特定猟具の区域はだめですが、町内、小軽米、山内のそういった特定猟具地区、使えない区域はだめですが、それ以外の区域については示しておりますので、その辺は猟友会の方も理解していると思いますので、使える区域で対応していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（松浦満雄君） 総括的な質疑を以上で終わりたいのですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、全議案を終了いたしますので、理事者の皆様から退席をいただいて、まとめに入ります。大変ご苦労さまでした。

〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第13号の討論、採決

○委員長（松浦満雄君） それでは、討論する人ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） はい、わかりました。

では、反対がないということで、一括で採決をしたいというふうに思います。

それでは、当委員会とすれば全議案ともに賛成多数で可とするという結論でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（松浦満雄君） それでは、何も言うことがございませんので、以上で本委員会を閉じたいと思います。

（午後 3時08分）